

真鶴町新校開設に向けた基本構想・基本計画（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する町の考え方

2025（令和7）年1月17日から2025（令和7）年2月12日までの間、真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画（案）に対する意見募集を行った結果、34人の方から185件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を項目ごとに整理した上で、意見に対する町の考え方を取りまとめましたので、次のとおり公表いたします。

I. パブリックコメントの概要について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 意見の募集期間 | 2025（令和7）年1月17日から2025（令和7）年2月12日 |
| 2 | 資料の閲覧場所 | 町ホームページ、教育課（町民センター2階）、税務町民課窓口（役場庁舎1階）、まなづる図書館 |
| 3 | 提出方法 | 教育課窓口、税務町民課窓口、まなづる図書館受付、メール（電子メール、e-kanagawa 電子申請）、郵送、ファックス |
| 4 | 意見応募者数 | 34人 |
| 5 | 意見件数 | 185件 |

Ⅱ. 意見等の概要及び意見に対する町の考え方

1 計画の記載事項に関するご意見について

(1) はじめに・目次について

No.	ご意見（原文）
1	はじめに、中段下、「本基本構想・基本計画」は、「本基本構想・基本計画（案）」ではないのか。
2	「はじめに」のお言葉に策定年月を入れた方が良いのでは？
3	目次と各ページの文言と合わせた方がよいのでは？
4	「今後の主なスケジュール（案）」は、「今度の主なスケジュール（予定）」とすべきではないか。
No.1 及びNo.2 に対する回答	現時点では「本基本構想・基本計画（案）」ですが、「はじめに」は、時点が 2025 年 3 月となりますので、「本基本構想・基本計画」となります。「 <u>2025 年 3 月</u> 真鶴町教育委員会教育長 瀬瀬 仁志」に修正します。
No.3 に対する回答	4 整備方針 (1)「施設構成（各室等のつながりやまとまり、ゾーニング）の考え方」、(2)「各室・スペース計画の考え方」、6 今後の検討課題、(2)「 <u>建設スケジュール</u> 」に修正します。
No.4 に対する回答	「今度の主なスケジュール（予定）」に修正します。

(2) 真鶴町の概要について (1 P ~ 3 P)

No.	ご意見 (原文)
5	1 ページ、「1 真鶴町の風土」中の、人口・世帯は最新のデータを載せた方が良いのでは？
6	当たり障りのない事ばかりを書いているだけ。施設計画も仮の計画だし、こんな内容じゃ中身が何も見えて来ない。ただ理想の学校の絵空事を書いているだけ。スクールバスが廃止になると聞いたが真鶴半島の先の方に住んでいる子供は通学が大変だと思う。車で送り迎えする保護者の駅裏の渋滞など予測して学校計画を進めて欲しい。
7	3 ページ、「真鶴中学校周辺 公共施設」「岩地区周辺 公共施設」「ひなづる幼稚園周辺 公共施設」「まなづる小学校周辺 公共施設」の文字ポイントは同じにした方がよい。
8	コミュニティ真鶴ですが、用途をご確認いただけないでしょうか。2024 年 10 月より以下に変更になったと認識しております。 用途：町民活動支援拠点
No.5 に対する回答	「2025 (令和 7) 年 1 月 1 日現在、人口 6,553 人、世帯数 3,379 世帯」に修正します。
No.6 に対する回答	本基本計画は、学校建設準備委員会等の協議の場を通して得られた多くの方々のご意見を反映しながら策定しています。学校経営のあり方を含む新校独自の教育課程とその器となる新しい学校施設については、今後、学校、地域、行政、設計者等との協議を重ね、具体的な姿を創っていくこととなります。その時、基本計画で語られている理想や夢がなければ、学校づくりの道筋を立てることができず、場当たりの対応に陥ることになります。次年度から始まる基本設計において建物の配置等についても設計者に提案を求めた上で決めていきます。その旨をご理解願います。通学路や周辺道路の改善等についても、十分配慮した計画とさせていただきます。
No.7 に対する回答	同じ文字ポイントに修正します。
No.8 に対する回答	「町民活動支援拠点」と記載します。なお、ここでの表記は「建築基準法上の用途を示すものではありません。」を追記します。

(3) 真鶴町の学校教育について (4 P ~ 6 P)

No.	ご意見 (原文)
	(特にご意見等なし)

(4) 真鶴町の一貫教育とめざす子どもの姿について (7 P~12 P)

No.	ご意見 (原文)
9	7 ページ、些末な話で恐縮ですが、オンラインで計画を拝見しているので、参考リンクはQ R以外にもリンク埋め込み等していただけるとありがたかったです。
10	8 ページ、これまでの取り組みの努力の成果を感じています。このように幼児からの教育理念があり、連続した教育方針があるのならばぜひ同じ敷地で実践して、もっと大きな成果を出して欲しいです。
11	9 ページ、(2)これからの真鶴町の子ども像の説明文中、「～提言内容を含め～」は「～提言内容と同時に～」ではないか。
12	10 ページ、「学校教育への新たな期待」➡「新しい学校教育への期待」ではないでしょうか？
13	現在、平日日中のまなづる図書館利用者の多くは、高齢者、乳幼児連れの大人である。(時々近隣町住民、土日は東京方面からの研究を目的とする人、観光客も利用)、「地域のコミュニティの場」「町民みんなの学びの場」「サードプレイス」という視点は重要であると思うが、実際授業時間内(授業中)の開放は児童生徒の安全性、利便性を考えると心配である。「学校図書館ガイドライン」に定めている学校図書館の目的・機能に「学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所になりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。」とある。授業時間内は学校優先、放課後や祝祭日は一般開放にできないか。
14	含めない理由の二つ目、保育所を含めない事は理解したが、幼稚園だけは一貫教育校に含むことができないのか？と思ってしまう。幼小中連携教育の研究を今まで積み重ねているのになぜここで「幼」が含まれなくなるのか、再度幼稚園だけでも一貫校に含めることを検討したほうが良いとかんじました。
15	小学生の保護者です。「建設準備委員会」「教育を語り合う会」の出席者やその中でも声の大きな方の意見が町民の大半の意見ではないことを念頭に進めていただきたいと思います。意見／アイディアを、高校生／大学生／20代の社会人からももらって決めていただきたいと思います。社会は既に30代／40代以上という年代の私たちや、ましてや高齢者が想像するそれとは大きく変わっています。その姿やそこで生きる感覚を想像しにくい世代が意見交換をするよりも、よっぽど環境変化に対応していけるアイディアがもらえると思います。
16	幼(保)小中一貫教育とあるが、もっと幼を含んで欲しい。(保育所が民間だから、というのなら町立の幼稚園だけでも)町全体の子供数が減っていく中で、新しい教育校の建設は素晴らしいと思うが、人数が少なすぎるのは問題だと思う。もっと増やす事も同時

	進行で検討して欲しい。湯河原町民も地域によって就学可能等。未就学児の支援がなさすぎて、子育て世代の移住にハードルがあると思う。一貫教育に幼も含めて未就学児含めての子供教育の支援を充実させてほしい。(こども園、同施設建設による給食等)徐々に検討していくのではなく、小中一貫校の建設の今のタイミングで合わせて未就学児の施設、制度を検討した方がいいのではないと思う。
17	保育園を今回の計画に含めないことに関して理由が述べられていますが、資源が限られている、子供の数が少なくなっている真鶴だからこそ、限られた資源の有効配置という点から、この点は再考いただきたい。特に保育園出身者と幼稚園出身者でここに記載された教育に関する理念で大きな隔たりができ、小1時点で差がつくことが懸念されるほか、資源の投入個所は絞ったほうが経済効率的観点からみても合理性があると思われる。廃業をうながしているわけではなく、公設民営や保育者の配置で民間のリソースを利用するなどやりようはあるのではないかと思います。また、客観的な施設の建て替え面や今後の持続性を考慮しても両保育園の方針は数年以内に決めたほうが良いと考えている。
18	「子どもの生活環境に大きな違いがあり・・・」との記載に対して、P12(5)では「年齢による対格差は“きょうだい”のような関りができる可能性を秘めている」この2つの文章には矛盾を感じます。
19	2030 年度に開校が予定される新たな校舎にひなづる幼稚園を同一施設内または同一敷地内に入れるべきと考えます。その根拠は次の通りです。(教育的な視点) ①子育て・保育・教育の重要性、②子どもの育ち(生活と学び)の連続性、③町の幼児教育機関としてのひなづる幼稚園の価値、④ひなづる幼稚園が新たな校舎に含まれることの意義。(財政的な視点) ①ひなづる幼稚園園舎の耐用年数とその後のひなづる幼稚園園舎のあり方、②真鶴町の財政状況とこれからの公共施設のあり方、今後の真鶴の教育の50年を支える環境づくりの土台となる新たな校舎の建設において、幼児期の保育・教育を含めた真鶴の教育全体の視点及び子どもの学び・育ちの視点に立った判断をしていただきたいとお願いします。
20	11 ページ、(4)建設場所と選定理由中、「～小学校地の利用についての要望を、～」の文言は、「跡地利用」ではないでしょうか？
21	跨線橋の耐久年数はどれくらいなのか？また、駅への地下道がうす暗くて気持ちよく通れないので改善が必要に思う。
22	12 ページ、自校給食感謝します。運営は直営か委託か決まっていますか？人員不足を聞きますが、移管期間は中学生分提供人数が増えて、新学校では地域の方も食せる体制はどう整えるのか疑問があります。
23	12 ページ、(5)学校種別及び主な施設に対する考え方で、「教育委員会定例会の中で正式に決定または承諾されました。」とあるが、正しくは「承認されました。」ではないのか。

24	ア新たな学校は「義務教育学校とする」中、「・9年間の目標や子ども理解などを～」は、文章としてどうでしょうか？
25	イの表題「イ学年段階の区切りは「4-3-2」とする」とあるが、正しくは、「4-3-2制」ではないでしょうか。
26	「イ」の2段落目。もう少し、すっきりした表現にできないのか。『従来の6・3制を捉え直し、義務教育学校として一貫性のある教育を実現するために、9年間の成長を見通した学年段階の区切りを4-3-2制とし、具体的な教育計画を立案することとしました。4-3-2制を採る主な理由は、幼小連携を積極的に進めつつ、第4学年までに個に応じた基礎学力の確実な習得を図り、小4ビハインド（第4学年までの算数等のつまずき）を解消すると共に、小学校段階から中学校段階への滑らかなつながりを実現するためです。また、小中の垣根を克服することで教職員の意識を変え、資質向上と学習指導力や児童・生徒指導力を高めるために、第5学年から第7学年までのカリキュラムを工夫し、より探究的で協働的な学びを実現させ、それを真鶴らしい教育の一つとしたいことも大きな理由です。』
27	基本計画案では、小中一貫教育をめざし義務教育学校ということですが、体制を大きく変えるのにはそれなりの説得できる理由が明らかにされるひつようがあると思います。このことに関しては、私は、今までの学校の形で充分と考えます。小中バラバラの教育方針ではなく一貫する必要があると思いますが、学習指導要領などで、それは達成されていると思いますし、幼小中連携の必要についても、この真鶴ではよく実践されていると思います。ただ、少子化の中で先生方が同じ場所で指導できればと希望され、保護者の方も望まれるなら、丁度、建て替えのじきに合わせて、一緒に校舎になることは有りと思いますが、指導形態まで義務教育学校にすることは無いと思います。折角建て替えるのなら、思いきり新しい形にと考えられるのもあると思いますが、まだ、これからの学校形態であり町内で一つしかない学校で、選ばない方が良く考えます。話し合いの経過を見守らせていただきましたが、委員の方たちから提案されたというより、県の意向が先行していたかのように受け取りましたが、うがち過ぎでしょうか。多様性の尊重という観点で標準の形態を希望します。
28	4・3・2という区切りについても、従来からの6・3での区切りをとという声も出されていたと思います。何より現場の先生から出されていた、6年生の成長の機会を5・6・7のくくりで埋もれさせたくはないと思います。4年生がリーダー性を発揮するのにはもう少し成長が必要と思われます。検討の過程でも言われていましたが、柔軟に子どもたちに合わせて考えていただけないかと思います。
29	東京などでは床面を可動式にして背の高さにより調節できるような形式もとられています。プールは改修など考えて存続を、それこそ一般の利用なども考えられないだろうか。

30	「子どもの生活環境に大きな違いがあり・・・」との記載に対して、P12(5)では「年齢による対格差は“きょうだい”のような関りができる可能性を秘めている」この2つの文章には矛盾を感じます。(再掲)
No.9 に対する回答	貴重なご意見ありがとうございます。今後は当該ホームページのアドレスを示すなどの配慮をしてみたいと思います。
No.10 に対する回答	8 ページ「真鶴町の取り組み」に記載のとおり、幼保小中一貫教育の理念は、生まれてから義務教育学校を卒業するまでの 15 年間を通して、めざす子ども像を共有し、その成長をみんなで支え合っていくことです。町内には町立幼稚園の他にも私立保育園が複数あることや新校地の広さにも限りがあることから、場所は離れていても幼児教育・保育と義務教育学校が連携・一貫した取り組みを図っていきます。「確かな育ちを支える幼（保）小中連携教育実践研究等」（基本構想・基本計画案 8 ページ参照）で取り組んできた内容をさらに発展させ、子どもたちにとって、大きな成果が得られるよう皆さんのお力添えをいただければと思います。
No.11 に対する回答	「～提言内容と同時に～」に修正します。
No.12 に対する回答	「新しい学校教育への期待」に修正します。
No.13 に対する回答	本計画は、基本構想をより具体的に示したものです。従来通りの捉え方に従えば、学校図書館としての役割と町立図書館が担う役割が異なることは承知していますが、学校図書館の課題である人的体制を含めた図書環境の充実や、町民の皆さんが学校の活動に関心を高められる機会が増加するなど、多くの利点が挙げられます。図書館に限らず、学習と生活の両面で学校全体の質的向上を最優先課題と捉え、町民の皆さんと一緒に実現していく学校づくりをめざし、ご指摘の事項については、次年度から始まる基本設計段階においてもソフト・ハード両面で熟議していきます。新しい学校の運営のあり方については、今後も継続的に各所の関係者と協議を重ねながら一つずつ決定していくものとご理解ください。
No.14 に対する回答	新校舎建設の議論をする過程で、幼稚園の移転についても熟議されてきました。敷地面積の限られた中で、何を優先するべきなのか、「学校教育あり方検討会」「新たな学校づくり庁内検討委員会」「幼小中合同教育研究会」「学校建設準備委員会」「幼稚園・保育所の将来を考える会」で熟議してきた結果、10 ページ記載のとおり施設一体型の一貫教育校は、小学校と中学校を統合した義務教育学校としましたが、幼稚園及び保育所を含めないことにしたことは苦渋の決断でした。なお、55 ページ、56 ページから 57 ページに記載のとおり、教育委

	員会及び学校建設準備委員会は、新校建設後のまなづる小学校跡地利用について、「現在指定避難所になっていることを考慮すると、防災機能を併設する必要もあります。ひなづる幼稚園を移転する等と併せ、人と人との交流が活性化するようなシンボリックな計画や、『美の基準』がこれからも豊かに息づき残る場所として存続できますよう、提言します。」という内容の提言書を真鶴町長に提出しています。
No.15 に対する回答	小中学生を対象とした「児童・生徒の願いを聞く会」など、これまで種々様々な機会を通じて出された意見をふまえて学校建設準備委員会で検討を重ねてきております。パブリックコメントもそのような機会の一環です。次年度以降は、学校のあり方、教育課程、施設整備について、より具体的に実現可能な検討を重ねていきます。新校開校予定の 2030（令和 12）年 4 月に向けて、継続的に町民の方々や児童生徒との意見交換・交流の機会を企画し、意見を反映すると共に、興味関心を高めていただけるよう努力を重ねてまいります。
No.16 に対する回答	今回基本構想・基本計画を策定する過程を通して、幼（保）の連携教育や、幼（保）小中一貫教育については、0 歳から 15 歳まで一貫した保育・教育理念のもとに町として実践していくこととしています。少子化は大きな課題ですが、少人数保育・教育をメリットとして捉え、保育・教育活動の充実が図れるよう検討を続けます。新しい学校は、学校教育の場として質的向上を図るだけではなく、地域との共創空間として、未就園児・未就学児を含めた保護者や子育て世代の交流の場・協同（協働）の場としても機能できるようにします。区域外就学については、学校教育法等に基づき手続きを行います。湯河原町とは広域連携の中で柔軟に対応しているところです。また、まなづる小学校跡地利用について幼稚園の移転先とすることを求める提言書を教育委員会・学校建設準備委員会から真鶴町長に提出しています。
No.17 に対する回答	「No.14 に対する回答」のとおりです。
No.18 に対する回答	10 ページに記載の「子どもの生活環境に大きな違いがあり、・・・」は園児と児童・生徒の違いを指しています。新設する一貫教育校に幼稚園を併設するのであれば、園児の日々の活動の安全を確保するための区域が必要となることを記載しています。一方で、12 ページの「年齢による体格差は“きょうだい”のような関わりができる可能性を秘めている。」という記載は施設一体型義務教育学校を選択する議論の過程において、先行する他地域の学校においても児童・生徒間で子どもたちの思いやりの気持ちや中学生段階へのあこがれなどの気持ちの醸成は、どの先進地の実践校でも特筆すべきメリットとして挙げられているため、主に精神の成長にお

	いて可能性を秘めているという趣旨で記載しています。文章を見直し「年齢が異なる児童・生徒が共に生活することは、“きょうだい”のような関わりができる可能性を秘めている。」とします。
No.19 に対する回答	「No.14 に対する回答」のとおりです。
No.20 に対する回答	「～小学校地の跡地利用についての要望を、～」に修正します。
No.21 に対する回答	橋梁の寿命は、一般的に 50 年程度と言われています。この寿命 50 年の出所は、「減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令（昭和 43 年）」等を引用したものです。それによれば、鉄筋コンクリートあるいは鉄骨鉄筋コンクリートの橋梁は 60 年、金属造のものは 45 年と規定されているからです。新校舎開校までに、児童生徒の通学路等については、経路等を含め検討します。地下道の改善等もその協議における検討課題となります。なお、管理者【神奈川県】小田原土木センター道路維持課により、5 年に一度の定期点検を実施しており、点検結果により、健全な状況に向けた補修(修繕)工事を実施しています。
No.22 に対する回答	自校給食については、今までどおり管理栄養士を中心に献立を考える直営方式は変わりませんが、調理員に関しては、人員不足の解消も鑑み 2025（令和 7）年 4 月から委託することを検討しています。施設整備と併せてこれから様々な運営上の事項の詳細について、議論を深め方針を定めていきます。
No.23 に対する回答	「教育委員会定例会の中で正式に決定または承認されました。」に修正します。
No.24 に対する回答	「・9 年間の目標や子どもへの理解などを～」に修正します。
No.25 に対する回答	「イ 学年段階の区切りは「4-3-2 制」とする」に修正します。
No.26 に対する回答	『従来の 6・3 制を捉え直し、義務教育学校として一貫性のある教育を実現するために、9 年間の成長を見通した学年段階の区切りを 4-3-2 制とし、柔軟な教育計画を立案することとしました。4-3-2 制を採る主な理由は、次のとおりです。 (1) 幼(保)小連携を積極的に進めつつ、第 4 学年までに個に応じた基礎学力の確実な習得を図り、小 4 ビハインド（第 4 学年までの算数等のつまずき）を解消すると共に、小学校段階から中学校段階への滑らかなつながりを実現する。 (2) 従来の小学校第 5・6 学年及び中学校第 1 学年を、第 5 学年から第 7 学年としカリキュラムを工夫するなど、より探究的で協働的な学びを実現させ、それを真鶴らしい教育の一つとする。

	(3) 第8学年及び第9学年では、将来の夢や自己実現に向かう力の育成を実践することで社会的自立のスタートとする。 (4) 小中の垣根を克服することで教職員の意識を変え、資質向上と学習指導力や児童・生徒指導力を高める。』に修正します。
No.27 に対する回答	ご意見として承ります。大きな自治体では叶わない町唯一の学校だからこそ実現可能な教育の姿、地域との関わりが重要であると考えます。真鶴の特色を生かした一貫教育が町の魅力となり、次世代がこの地で生活を営むことを選択する一因となっていくことが求められるように思います。また、学校種別の選択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、町教育委員会の職務権限であり、県の意向等、一切関与していないことを申し添えます。
No.28 に対する回答	学校教育はすべての子どもの成長のためにあります。4年生がリーダーとなり、リーダーとなる学年がこれまでの2回から3回に増えることをポジティブに捉える、これが協議をとおして得た教育委員会の考え方です。学校づくりに終わりはなく、新しい校舎が完成した後も試行錯誤は続くため、4・3・2の区切りで思考停止することなく、めざす教育の姿を追求する中で、柔軟な対応をしていきます。
No.29 に対する回答	ご意見として承ります。なお、視察に伺った同種の学校では可動式のプールを設置していましたが、その自治体は整備コストや利用頻度等の費用対効果の関係から、次に新設する学校からは、プールは設置しないことに決定したそうです。真鶴町においても整備コストの資源配分を総合的に捉えて決断しています。
No.30 に対する回答	「No.18に対する回答」のとおりです。

(4) 幼(保)小中一貫教育の基本コンセプトについて(13P～16P)

No.	ご意見(原文)
31	13 ページ、「～(信じる)ことに重点を置いた活動を～」は「～(信じる)ことに重点を置いた教育活動を～」ではないか。
32	幼稚園舎も老朽化が進行しているのに、なぜ一貫校に併設することを考えないのか。
33	14 ページ、(1)学年段階の区切り、「4-3-2の学年段階の区切りはよいのですが、各段階のめざす子どもの姿や目標の、例えば、第8・9学年で(将来の夢や自己実現に向かう力の育成)とありますが、その2年間で育成することではなく、それまでの学年でも取り組む必要があります。「活用」「発揮」でどうでしょうか。
34	(2)「主体的に創造・選択・実践できる活動」での語順は、「選択・創造・実践」ではないか。
35	(3)のイ 「～小学校高学年からの部活動」は、「～地域にひらかれた～部活動」のような表記にして、決して「部活動」の指導を学校教師だけで担うようなことにならないような配慮、次ページにもある「部活動の地域移行」の考えとの整合を図る。
36	(4)のア 「協働体制(相談・指導)」は、(相談・支援)であるべき。指導から支援へシフトチェンジをはかることが肝要。
37	22 行目の教育支援センターとは何ですか？
38	(5)のア インクルーシブ教育(子どもを主体に生かす学校～)は、(子どもの個性と主体性を生かす学校～)あるいは(多様な子どもの存在を尊重し、主体性を生かす学校)のような表記が望ましいのではないか。
39	(5)特別支援教育の充実、「エ ～正しい理解の促進を図ります。」では、障がい・発達障がいに特化した理解ではなく、全ての人権課題に対して、人権感覚を持たせる教育が必要なのではないでしょうか。
40	15 ページ、部活動の地域移行について、学校の部活動がなくなると、指導者や場所の関係で夜間の活動になり、費用も含め家庭の負担が増えると想像できます。生徒の活動も減り、放課後の生徒の居場所についても課題となる考えです。真鶴・湯河原地域では、地域移行は難しいと考えます。
41	幼小中一貫教育協議会はコミュニティ・スクール(学校運営協議会設置校)とは別に立ち上げるのか、同じものを言葉を変えているのか、よくわかりませんが、将来的には幼少中一貫で合同コミュニティ・スクールを目指すと書いておいたほうがあいまいにならないのではと思います。
42	スクールコーディネーター(地域学校協働活動推進員)を今後整備すると明記しておいた方が良いかと思います。共に法的な一般的に理解できる表記なのではないでしょうか。

43	(2)共創空間（複合施設）化の推進、ア「～学生を含む～」は「高校生、大学生等を含む」ではないか。
44	(2)共創空間（複合施設）化の推進で、地域コミュニティの場とは、誰でも入場できる場と認識しました。子供を預ける場として、安心安全防犯的に問題があり、建物構造含めた対策を強化してもらいたいです。案としては、現計画では入口を別としていますが、入場者記帳、建物内も限られた通路でしか学校エリアへ行き来できない様にする。（防犯カメラ等は必須。警備員を配置）過去、小学校襲撃事件で学校への入場に規制が掛かった時もありましたが、風化したのでしょうか。
45	(3)他機関との連携強化、「ア 教育・保育相談員、～」の「保育相談員」とは
46	現在、平日日中のまなづる図書館利用者の多くは、高齢者、乳幼児連れの大人である。（時々近隣町住民、土日は東京方面からの研究を目的とする人、観光客も利用）、「地域のコミュニティの場」「町民みんなの学びの場」「サードプレイス」という視点は重要であると思うが、実際授業時間内（授業中）の開放は児童生徒の安全性、利便性を考えると心配である。「学校図書館ガイドライン」に定めている学校図書館の目的・機能に「学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所になりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。」とある。授業時間内は学校優先、放課後や祝祭日は一般開放にできないか。（再掲）
47	本件は「小中学生のための施設」の建設であり、町の大半を占める高齢者のための施設ではない（小中学生が高齢者から享受する益も多少期待できるが）ことが大前提であることも忘れて欲しくありません。少々高齢者を含めた子育て世代以外の年代を意識しすぎた内容に見えました。「これからは社会的要望に応えることができる施設が求められている」とありましたが、完全には共感していません。まずは子どものための施設であること。それが最優先だと思います。町民の大半が高齢者であり、高齢者のためでもあると強調することで町民全体の同意を得やすいと意識されているのかと不要な疑いを持たれるかもしれません。（災害時の避難所としての役割についてはその限りではありません。転用できるよう準備することが必須であると考えます。）「地域コミュニティの場（高齢者の憩いの場）となる学校」聞こえは美しいですが、子どもだけで居られる居場所が少なく、大人の目を気にせず放課後を過ごせる場所がさらに少なくなる可能性が高まるのではないのでしょうか。大人のいない場所で過ごしたい年ごろの子どもの居場所を作ってあげてください。せめてコミュニティスペースに「子どもの居場所／大人の居場所／どちらでも居ていい場所」と緩やかにゾーン分けをしていただけたらと思います。
48	コミュニティスクールの構築について、コミュニティスクール運営協議会のメンバーは、地域で暮らす幅広い年齢層、立場の方に加わっていただいた方が、より町民の声が反映されるかと思います。そういった多様性をとりいれるためにも、公募委員を入

	れていただけないでしょうか。現在のメンバーは旧学校評議員の方や充て職など、ベテランの方々や立場のある人で構成されているためです。
49	16 ページ、(2) ICT教育の推進 (に関連して提案) ICT 技術を用いて子供たちの『デジタルの知見』を高めるために、行政も環境の整備が必要だ。たとえば、教育委員会の内部に「情報システム担当係」を設けて、ICT や DX (デジタル変革) に通じた人材を配置していただき、ICT 支援員と連携して、職員研修や、デジタル化による業務削減を教育現場でも進める。まずは子供たちを取り巻く大人たちの意識改革を先行していきたい。
50	(3)外国語教育の推進とありますが、できれば、グローバル教育の推進として、外国語(英語)を学び活用するところまでつなげてほしいです。これからの時代は、地球的視野で問題解決することが必要になってくるので、今後に活かしていただければと思います。
51	(3)図書室に力を入れるならば、英語の本(絵本?)を充実させるや、英語を話せるスタッフによる読み聞かせをするなど、力を入れるのも良いかも。
52	まなづる未来学：学校というフィールドが半島全域というコンセプトはすばらしく賛同します。学校のカリキュラムを生活に落とし込んで楽しく学べるよう工夫をしていただきたいです。
53	「3 新たな教育活動の創造」、自校給食と併せて、地産地消、学校菜園の作物を給食の食材にするという取り組みは素晴らしいと思います。自然栽培やオーガニックな栽培をしてできる範囲で種採りをし、種という命をつないでいかれると、さらに学びが深くなるように思いました。
54	(4)広域交流の推進、小中一貫校が開校されても、町独自の教育が閉ざされたものでは児童生徒の数が増えていけないので、「近隣市町からも通学できるようにする」等して、児童生徒数を増やす策を立てる必要があると思います。
55	全体を通して、小中学生の教育内容そのもの(ソフト面)が具体的に想像できませんでした。「まなづる未来学」には具体例が明示されていますが、その他の項目は数年にわたり同じような大項目が並べられているだけに見えました。特に外国語と ICT は、「これで社会に出ても役に立ちそう!」と思えることは資料を読んでも見当たりません。カリキュラム内容を考える側が、一般社会におけるこれからの ICT 活用イメージを持っておられるのかすら疑問です。インターネットの危険性ばかり説いて、IT でどんなことが可能になったか、これから期待されているのか、肯定的な側面を調べたり伝えたりすることはしているのでしょうか。実際に IT の世界で活躍している方の特別授業などは企画されないのでしょうか。プログラミング必修の流れのなかで、取り

	残されていないでしょうか。「まなづる未来学」。地域を愛する気持ちも育まれる素晴らしい計画だと思います。しかしながら、子どもたちのうち半分以上は町外に転出し、社会人として巣立っていきます。そこで活躍するための標準レベルの外国語/ICT 教育はまだまだ標準レベルに足りていないと感じます。PR 力がある華やかな「まなづる未来学」の深堀より先に、充実した外国語/ICT 計画の具体化をお願いしたいです。
56	新教科「まなづる未来学（仮称）」、まだまだ未定な部分があり、ざっくりと書かれているかと思いますが、イ 9 年間の流れの部分が、現在の小学校の取り組みとまったく変わらず、『新たな教育活動』と表現するのは厳しいと感じました。13 p に【これからの教育活動は、大人（教職員、地域住民等）が子どもを教える、育てるという従来の構図ではなく、子どもたちとの関わりを通じて、大人も成長する、】とありましたが、16 p にはその想いが反映されていません。学年でやれることを区切ってしまうのは、大人側の都合だと感じてしまいました（ここに書いてしまうと、学校の先生方は、その通りやってしまいそうで不安です）
No.31 に対する回答	「～（信じる）ことに重点を置いた教育活動を～」に修正します。
No.32 に対する回答	「No.14 に対する回答」のとおりです。ご指摘のように、併設することを考えなかったのではなく、熟議の中での苦渋の決断であったことをご理解ください。
No.33 に対する回答	卒業を見据え、次の段階に向かうための 2 年間として、自律・自立の精神と行動を身に付けることが、特に大切な育成課題となると考えられます。
No.34 に対する回答	「主体的に選択・創造・実践できる」に修正します。
No.35 に対する回答	「～地域に開かれた部活動の小学校高学年からの参加促進」に修正します。
No.36 に対する回答	「協働体制（相談・支援）」に修正します。
No.37 に対する回答	真鶴町教育委員会における教育支援業務の一環として、真鶴町立学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）並びにその在籍する幼児、児童生徒、その保護者に対して、教育支援を行うための施設で、主な業務は次のとおりです。(1)学校等に対し、幼児、児童生徒指導の機能の発揮、幼児理解・児童理解・生徒理解の充実等を支援する。(2)真鶴町立小学校及び中学校の校内教育支援委員会に同席し、今後支援が必要と思われる幼児・児童生徒についての情報を収集提供し、学校等との連携を図る。(3)教育支援委員会に同席し、支援が必要と思われる幼児・児童生徒についての状況を学校等と連携して報告し、支援のための情報提供を図る。

	(4)不登校並びに不登校傾向の幼児・児童生徒に対し、自立の促進、集団への適応、学習指導の充実を図り、主体的に将来の社会的自立及び学校等への復帰ができるよう支援する。また、教育相談や訪問指導等も積極的に行う。(5)保護者に対し、教育相談を行い、家庭内における幼児・児童生徒の生活等を支援する。(6)学校等との連携を図りながら、不登校の未然防止等に係る取組を行う。(7)幼児・児童生徒の在籍校、真鶴町健康こども課、神奈川県立小田原支援学校その他の関係機関と常に連携を図り、指導を進める。
No.38 に対する回答	「インクルーシブ教育（ <u>多様な子どもの存在を尊重し、主体性を生かす学校のシステムを創り上げる柔軟性</u> ）」に修正します。
No.39 に対する回答	「エ～正しい理解のもと、すべての人権課題に対して、人権感覚を磨く教育の促進を図ります。」に修正します。
No.40 に対する回答	ご指摘のとおり、真鶴町では指導を委託できる企業等の資源が乏しい状況にあります。また、部活動等の課外活動における教育的価値・効果とその指導をとおした子どもの理解など、これまで教職員が担ってきた取り組みは高く評価されるものです。一方で、長時間労働の改善と精神面の健康維持など教職員の働き方を見直すことも大きな課題です。今後、部活動の地域移行についても熟議を重ねてまいります。
No.41 に対する回答	ここでいう、幼小中一貫教育運営協議会は、学校運営協議会を指します。小規模な行政区であることから、また、幼保小中一貫教育を目標としている当町では、学校運営協議会を一体化することでより緊密な熟議が可能となると考えています。『一貫教育校開校に向けて、既存の「 <u>まなづる小学校学校運営協議会</u> 」を発展させ、「幼小中一貫教育運営協議会（仮称）」を立ち上げます。』に修正します。
No.42 に対する回答	「スクールコーディネーター（ <u>地域学校協働活動推進員</u> ）」に修正します。
No.43 に対する回答	「高校生、大学生等を含む」に修正します。
No.44 に対する回答	次年度以降行われる基本設計の中で、児童生徒の安全面の配慮・防犯対策や安定した教育空間の確保など、施設で取り組む課題を検討していきます。新校は、地域に開かれた学校を理念とし、学校教育においてもプラスの効果に繋げていくことをめざしていますので、利用者間で負担感が増えないように施設面で十分配慮すると同時に、利用者同士の協力は欠かせないため、その土台づくり（コミュニティの形成）を図っていきます。
No.45 に対する回答	「ア 教育・ <u>幼児教育</u> 相談員、～」に修正します。

No.46 に対する回答	「No.13 に対する回答」のとおりです。
No.47 に対する回答	本計画は、新校舎建設のための基本構想・基本計画です。最優先すべきは、子どもたちの教育環境の確保です。学校建設準備委員会ではその教育環境とはどのようなものかということを議論してきました。新校の理念は地域に開かれた学校づくりですが、子どもたちが非認知能力を養える教育環境を創造することがその理念に含まれています。異学年交流・多世代交流を重視することで心の成長が促されるなどのメリットを生かし、具体的な教育課程はこれから積み上げてまいります。この学校に関係する人、すべての年代の方との交流が子どもたちの成長に必要であり、この町に住む人々が、子どもたちの学びを見守り、自分も学ぶことができるような学校を創っていきたいと考えるものです。これからの社会は多世代が共同しなければ成り立たなくなるのではないのでしょうか。「地域コミュニティの場」は「高齢者だけが過ごす憩いの場」ではありません。共同生活の拠点、共創の場となれば、その場の中で成長する子どもたちも大きな恵みが得られると思います。地域福祉計画の理念である「家に住むのではなく、この町に住む」みんなで支え合うことのできる学校づくりをめざすものです。基本構想・基本計画を踏まえ、2025（令和7）年度から始める基本設計をとおして具体的な施設の姿・デザインを決定します。
No.48 に対する回答	要望として承ります。
No.49 に対する回答	教職員の負担軽減のためにもデジタル化による効率性の向上は必須であることは認識しております。今後、学校との意見交換等を通じて新校開校までに施設整備と併せて検討していく予定です。
No.50 に対する回答	外国語教育をどのように実践・活用していくのか、今後も検討課題として議論を積み重ね、試行錯誤を繰り返していきます。また、(3)外国語教育の推進、イ「～実践的な英語の習得をめざし、グローバルな視点を養います。」に修正します。
No.51 に対する回答	外国語教育は重点施策の一つとして考えております。外国語教育をどのように実践していくのか、これから学校関係者と熟議していきます。
No.52 に対する回答	「半島まるごと学校」の理念のもと、カリキュラムについても検討していきます。ご期待に添えるご報告ができるように熟議を重ね、実践に繋げてまいります。

No.53 に対する回答	食育も重要な教育活動の一つと考えております。町民の皆さんのご協力がなければ、できない取り組みですので、今後ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。
No.54 に対する回答	区域外就学については、湯河原町とは柔軟に対応をしているところです。湯河原町以外の市町につきましては、居住地の市町教育委員会の規定によりますが、当町としては柔軟に受け入れていく予定です。
No.55 に対する回答	ICT 活用能力や外国語教育など、激変する社会情勢等に対応する力を育成する必要性については、今まで熟議されてきたことを中心に整理しています。その具現化については、子どもたちと向き合う学校の先生方と協議を重ね、2026（令和8）年2学期から同一の校舎で過ごすことになる期間を有効に活用し、「こんなことができる、こんなことをやってみよう」という取り組みを実際に試行錯誤しながら新校開校までにより具体的なカリキュラムとして構築してまいります。「まなづる未来学」については、今回の構想で初めて出てきた内容であり、各会議における議論の中でも、具体的に分かりやすくすべきとのご意見があり、このような記載とさせていただきました。今後、より具体化に向けて取り組んでいきます。
No.56 に対する回答	具体化する段階では、実際に子どもたちと向き合う学校との協議が必須であり、教職員の意見も取り入れながら進めていきます。義務教育学校は、9年間のカリキュラムを柔軟に編成できるため、発達段階を考慮しつつ、学年間のつながりや学びの連続性を大切にした教育活動に取り組んでいきます。その協議の過程の中で、「教える」側の意識改革として、「従来の教える」という発想自体を見直すことになるのかも知れません。開校までに、魅力的な「まなづる未来学（仮称）」のカリキュラムを策定します。

(5) 小中一貫教育校の施設計画の目標について (17P～22P)

No.	ご意見 (原文)
57	17 ページ、説明文中、三段落目「施設整備をめざす必要があります。」は「施設整備をめざす必要もあります。」ではないか。
58	13 行目の段落において、子どもたちの文化・芸術活動がぬけている。多様な学習活動に文化・芸術活動は重要な項目だと思う。
59	ここで学びたいと思うように、魅力あるデザインにしてほしいです。
60	具体的な児童生徒の安全確保のための方策 (不審者対策)・セキュリティについての案があればお聞きしたい。
61	目標達成のための設備や施策は、初期予算の段階で行わないと、翌年以降は維持費と返済で新たな予算確保は難しいと感じます。初期予算も限られているでしょうから、どれを優先して実現させるかを考え、計画に載せてください。理想を語っているだけの机上計画にみえるので、実現可能な範囲の計画案をお願いします。(明確な根拠ではなく、間違った見解でしたら、すみません。)
62	地域住民が集うことのできるコミュニティ施設は、別で考えていただきたい考えです。子供ファーストの学校計画でなく、町民の福祉も並行に含まれた計画になっています。町民の協力が必要であることは理解していますが、あくまでも子供の教育に絡んだ協力です。町民の福祉のみに関するものは、優先順位を落として下さい。
63	18 ページ、1 学校施設整備の基本的なあり方、「(6)～子どもたちや町民の生命と安全を守ることが～」においても、14 ページと同様に人権感覚を持たせる記述とした方がよいのではないのでしょうか。
64	19 ページ、2 施設計画の目標、イ 安全で安心して過ごせる学校生活空間づくり、「・～利用できる遊び場や運動広場などを～」の文中の「運動広場」は「運動場」で良いのではないのでしょうか。
65	第2 段落において、階段などにおける歩行補助用の手すりは、金属製ではなく、木製を希望します。
66	「・二方向避難の徹底や～」とは、非難は常に二方向ではなく、災害に応じてどちらかへ避難ではないのでしょうか。
67	「学校菜園 (仮称：まなづるガーデン) とは具体的には、どの場所に整備を予定しているのか。
68	これだけ多様な使い方を提起していますが、施設までの移動手段はどう考えているのかお伺いしたいです。保護者／コミュニティスペース利用者には自家用車を使う方が多いですが、どのくらいの駐車場を確保されるのか。また、コミュニティバスの活用を考えておられるのか。バスであれば増便しないと使い勝手が悪いため利用しにくいです。(本数少ない→利用者少なく減便→さらに利用者少なくなる→さらに減便、の悪循環が現状の姿ではないのでしょうか) また施設入退出のセキュリティシステム、不審

	者対応についても心配なところ です。
69	児童、生徒以外にも開かれた空間であることと、1人で過ごせる場所のあること等、全体的な防犯性が心配。
70	教育理念、方針に関して検討いただきありがとうございます。国立教育政策研究所では先行している小中一貫校の調査を行って課題等を整理していますが、今回の決定に関してはそういった他校事例（調査委によると人口1万人以下の自治体の事例もいくつか含まれていました）は参照されているのでしょうか？
71	予定生徒数から割り出される教員の数から、今あげていただいているような教育が価値のある形で提供されるにはかなりの工夫も必要かと思いますが、具体的な提供体制の議論はこれからでしょうか。
72	今あげていただいている方針はいずれもソフト面が中心なので、小中一貫校の開校を待たずに徐々に導入可能になってくると考えられますが、来年度以降徐々に、今在校の生徒に向けてこういったカリキュラムの導入を目指していくのでしょうか。
73	2施設計画の目標、ア・不登校の児童・生徒が落ち着いて学習できる「ワンステッフルーム」は校舎内につくらなくてもいいのではないのでしょうか。学校に行くことが負担だから不登校になっているので、デジタル端末をつかって学習ができることや、情報センターのこども課が入っているフロアで学べるなど、学校とは別の場所に学ぶ場所があることも「安全で安心で心地よく過ごせる居場所づくり」なのではないのでしょうか。
74	20 ページ、(2) 交流と多様性をキーワードとした学びの場づくり (学び)、イ 「多様性」と「本物」を生かして学ぶ場づくり、「・～、特別教室を再構成し～」で、既存施設の改修ではなく、新設計画となるので、「特別教室を再構成し～」の文言は適当でしょうか。
75	I C T教育の推進、学校に登校すること自体が困難な子たちには、学校に来させるのを目的とするのではなくデジタル端末をつかって皆と同じ授業を受ける選択 (学びの保障) ができるようにしていただきたいです。【オ】として、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みとして、I C Tを活用する」など加えていただけないのでしょうか。
76	教職員が忙しすぎるとそのしわよせが子どもにいきます。なので、十分な人数、人材で対応してもらいたいと思います。町が教員を顧っても良いと思います。
77	エ 成長を実感しながら学べる場づくりの2段落目、「別の場所」とはどこの場所と別なのか？
78	「～教科センター方式を成長段階に応じて～」は、「～教科センター方式を、成長段階に応じて～」ではないのか。
79	オ 「教師の協働に基づき多様な～」は「教職員の協働に基づき多様な～」ではないか。

80	21 ページ、(3)地域と連携・協働し創造する空間づくり（共創）、ア「大人も子どもも、いつでも学べる～」に記載は、次の段の※子ども主体の施設づくりであること、次行の文では「子どもも大人も共に」の記載があるので、整合性をとってはどうか。
81	「・地域に開放し、子どもも大人も共に学ぶことができる学習・情報センターとなる～」の記述は、「情報センター」を独立させると、既存の情報センター機能が学校に移管されると誤解されないでしょうか。
82	地域コミュニティの場や憩いの場や展示スペースは小学校跡地で良いのでは？生活の違いやスペースで考えるならば、高齢者との交流の場よりも別にすることに決まったようですが、今後老朽化が分かっている幼稚園を入れた方が子ども中心としてまとまるのではないかと思います。
83	地域住民が集うことのできるコミュニティ施設は、別で考えていただきたい考えです。子供ファーストの学校計画でなく、町民の福祉も並行に含まれた計画になっています。町民の協力が必要であることは理解していますが、あくまでも子供の教育に絡んだ協力です。町民の福祉のみに関するものは、優先順位を落として下さい。（再掲）
84	真鶴の伝統文化を学び伝える拠点の創出（追加提案）。子どもの知識や情熱は、時に専門分野で活躍している人々を驚かせるくらいのレベルを発揮する。中学生が大学の研究室とコラボして、真鶴町の養殖技術の発展を目指したり、石材や農業の新商品の開発をおこなうなど、児童・生徒が社会に参加して実践を経験する『場』づくりをおこなう。
85	避難所に関する提案（岩手県大槌学園の事例から）、トイレにできるよう、体育館裏にマンホールがずらりとならんでいます。新設する学校にも検討していただけますか。
86	被災時、体育館におけるコンセンートの取り合いで争いがおこったことで、コンセンートを多くつくった事例がありますが、町の考えをお聞かせください。（各地の避難所で犯罪が起きた経験から）
87	（記述がありますが抽象的なので、もう少し具体的に記してもいいのでは）障がい者と家族が気兼ねなく過ごせること、安心して授乳、着替え等ができること等を想定し、スペースをつくることが重要だと思います。
88	「避難所」という言葉が出てきますが、真鶴町地域防災計画（他の自治体でも同じ）では正しくは「指定避難所」とすべきです。また、真鶴町地域防災計画上では、町内4カ所が指定されています（〔地震対策編〕第1部 第4章 第2節 避難施設の整備 82頁）が、真鶴町学校体育館が指定されているのであって、現町立体育館は指定がされていません。また、有難いことですが、「避難者のプライバシーや防犯に配慮し、避難者の属性に応じて使い分けができる複数の避難スペースを確保します」も厳密に言えば、場所を確定して防災計画の変更をしないと使用できません。註釈で町立体育館を指定避難所に変更予定。更に一部のスペースについ

	て避難者に開放する等をしますか？
89	現在の利用者の状況を鑑みると、まなづる図書館と学校図書館の2館運営、連携がいいと思う。
90	エ 「幼稚園・保育所に通う園児が、学校を訪れた際の活動スペースとして利用できるようにします。」とあるが、専用スペースを設けるのか。
91	コミュニティスペースを設ける点について、開かれた学校にすることで、不審者の侵入や防犯面について気になりました。地域に開くことも大切だと思いますが、一番は子どもが安心して安全に学校生活が送れるようにすること、親も安心して学校に送り出せるような安全確保された場所であることだと思います。コミュニティスペースから学校内に無断で侵入できたり自由に通り抜けできるような校舎は、防犯上今から不安でたまりません。防犯面、セキュリティはきちんとした安全な学校を作りたいです。コミュニティスペースと学校内の区切りをしっかりとっていて欲しいです。
92	(3) 地域と連携・協働し創造する空間づくり(共創) ア「大人も子どもも、いつでも学べる(チャレンジとリトライ)場づくり・地域に開放し、子どもも大人も共に学ぶことができる学習・情報センターとなる学校図書館を設けます。」学校図書館とまなづる図書館を一緒にする案があると聞いていますが、子どもたちの休み時間に、地域の方と子どもたちが混ざり合ってしまうのではないかと少し気になっています(先日も、子どもと町民とのトラブルを発端に、町民の方に先生が殴られたという話を聞きました)。また、図書館が大きくなればなるほど、学校として子ども達が使えスペースがなくなってしまうのではないのでしょうか。公共の図書館と学校図書館の統合については、様々なトラブルや課題を想定してご検討いただけたらと思います。
93	22 ページ、(4) 真鶴の魅力を生かした学び舎づくり(環境)、ア 町の景観に相応しい学び舎づくり、「・本小松石(石材業)、網(漁業)、県産木材(お林等)、～」の記述で、お林は県立自然公園なので、基本伐採はできないと思います。
94	現中学校正門付近の現状として、通勤通学の送り迎えの自動車が乗降駐車して溜まることがあります。ここも含めた整備計画を行う必要があると考えます。
95	エコスクールとうたって、屋上に太陽光パネルなど設置してほしいです。
No.57 に対する回答	「施設整備をめざす必要もあります。」に修正します。
No.58 に対する回答	多様な学習活動の詳細な内容については、これから協議していきます。その中に文化・芸術活動も含まれることをご理解願います。
No.59 に対する回答	次年度からいよいよ始まる基本設計の中で建物のデザインの検討を行っていきます。これから、種々様々な事

	項について決定していきますが、そのプロセスを含めて皆さんに情報提供させていただきます。
No.60 に対する回答	児童生徒に対する、セキュリティ対策は最優先事項です。「No.4 4 に対する回答」のとおりです。
No.61 に対する回答	建設費等の概算費用については、昨今の急激な物価上昇などの状況から明確な見通しとして示すことが難しいため、今回の計画には載せておりません。本基本構想・基本計画が決して机上の構想・計画とならないように取り組んでまいります。
No.62 に対する回答	真鶴町の持続可能なまちづくりをめざす中で、公共施設のあり方を捉え直す公共施設再編の検討がなされています。新校の最優先課題は、教育環境の質的向上ですが、社会教育施設やコミュニティ施設をそれぞれ別々に整備すると、新校の整備や運営に割り当てられる資源が相対的に減少することになり、十分な質的向上が図れなくなる恐れがあります。機能的に親和性のある社会教育施設などの機能を学校施設と重ね合わせることが教育環境の充実につながります。新校は地域と共に歩む学校にしたいと考えています。学校は「公共の福祉」の場であるという考え方が、子どもたちが学び育つ場に相応しく、そのための環境整備が必要であると考えています。
No.63 に対する回答	「(6)～子どもたちや町民の生命と安全を優先し、あらゆる人権を守ることが～」に修正します。
No.64 に対する回答	「・～利用できる遊び場や運動場などを～」に修正します。
No.65 に対する回答	要望として承ります。使い心地の良いものとしていきます。
No.66 に対する回答	「・曲がり角の見通しなどの安全に配慮した動線計画や、様々なケースを想定した避難経路の計画を行います。」に修正します。
No.67 に対する回答	基本設計において、配置計画を具体的に決める際に「学校菜園（仮称：まなづるガーデン）」の場所も決めていきます。
No.68 に対する回答	地域利用者用の駐車場等は施設の基本設計を進めると同時に検討を重ねていきます。コミュニティバス等公共交通を利用したアクセス方法や通学方法に関しては、今後、関係機関と協議を重ねて決定します。児童生徒の校外学習等で利用するバスの確保はすでに検討を始めています。不審者対策については、「No.4 4 に対する回答」のとおりです。

No.69 に対する回答	児童生徒と教職員のみが利用できる活動領域を設定し、その中に一人で過ごせる場所を用意するなど、建築計画を防犯安全対策と同時に総合的に捉えて検討します。
No.70 に対する回答	小中一貫教育校の事例や課題等については、国立教育政策研究所の当該研究に主導的に関わった学識経験者の助言をいただきながら検討を進めてきました。また、当該研究以降に完成した同種の先進事例も参考にしています。
No.71 に対する回答	ご指摘のとおりです。具体的なカリキュラムの編成は、これから学校の教職員も参加し熟議していきます。
No.72 に対する回答	2026（令和８）年２学期より、現在の小学校施設を利用して小学生と中学生の共同学校生活が始まる予定です。これまでも、幼小中合同教育研究会で検討を継続していますが、共同生活が始まる時から徐々に導入していけるよう計画しているところです。
No.73 に対する回答	学校以外の子どもの居場所を否定するものではなく、義務教育が果たす役割として、原籍校に通い卒業をめざすことは必要であると考えます。そのため学校の中にも子どもが一息つける場所、集団では難しくても個で対応できる場所が必要です。また、どうしても学校に行けない子どものためには、教育支援センターなど学校外の居場所も当然必要だと認識しています。「家に住むのではなく、この町に住む」を合言葉に、子ども一人一人をみんなで支え合い、その子どもにとって最適な居場所づくりをしていきたいと考えています。
No.74 に対する回答	「従来の概念に拘らず特別教室を構成し高機能化を～」に修正します。
No.75 に対する回答	誰一人取り残さない教育を実践することは、すべての事象に該当します。ICTの活用は、その手法の一つであると認識しております。学校に登校すること自体が困難な子どもたちとどう向き合うのかは、家族や社会が多様化し、要因が複雑化していることから、その対応もより多様化してきています。新校では、そういった状況に置かれる子どもがいない、学校づくりをめざします。ご指摘のICTの活用については、（２）交流と多様性をキーワードとした学びの場づくり（学び）ウ 個に応じた学びを充実できる場づくり、「すべての子どもを主役と捉え、多様な教育的ニーズに応じた学習に取り組める教室等の環境を整備し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取り組みとして、ICTを活用します。」に修正します。
No.76 に対する回答	新しい学校がどのような教育課程を構築していくのかはこれからとなりますが、教育目標を達成するために、必要な人的対応と確保については、関係機関と調整を進めていきます。

No.77 に対する回答	教室内や廊下、多目的スペースにロッカーコーナーを用意することや、教科センター方式の運営段階ではホームベースにロッカーを用意することなどが考えられます。発達段階を考慮しながら基本設計の中で決めていきます。
No.78 に対する回答	「～教科センター方式を、成長段階に応じて～」に修正します。
No.79 に対する回答	「教職員の協働に基づき多様な～」に修正します。
No.80 に対する回答	「ア <u>子どもも大人も</u> 、いつでも学べる～」に修正します。
No.81 に対する回答	「・地域に開放し、子どもも大人も共に学ぶことができる <u>学習情報センター</u> となる学校図書館を設けます。公共図書館との連携を図った貸出システムを導入します。」に修正します。
No.82 に対する回答	小学校の跡地利用計画については、町長部局で検討します。報告書の 55 ページから 57 ページに掲載したとおり、教育委員会、学校建設準備委員会の連名で小学校地の跡地利用に対する提言書として真鶴町長に提出していますのでご一読ください。また、ひなづる幼稚園の新校への議論については、「No.14 に対する回答」のとおりです。
No.83 に対する回答	「No.62 に対する回答」のとおりです。
No.84 に対する回答	真鶴の伝統文化を学び伝える拠点の創出については、これから具体的に協議していきます。2026（令和 8）年 2 学期から中学生が小学生と同じ校舎を使った生活が始まる予定ですので、その時期から、試行錯誤を繰り返し、新校開校までに真鶴らしい教育課程を編成していく予定です。例えば、横浜国立大学、海の学校との連携はこれまでも実践していますが、各教科、総合的な学習の時間、部活動などでの連携も視野に協議を進めます。
No.85 に対する回答	中学校付近の下水道整備がなされていないことから、災害時に利用できるマンホールトイレは記述していませんでしたが、応急的洗浄水の確保と合わせて合併浄化槽に機能を併設することを検討いたします。避難所機能の具体的な検討課題として 40 ページに明記します。
No.86 に対する回答	貴重なご意見ありがとうございます。現在、町立体育館は遺体安置所として、町の地域防災計画に位置づけられています。今後基本設計・実施設計を策定していく過程で防災担当課と協議し、費用対効果を含めて検討していきます。ライフラインである電力が途絶えた場合に非常用電力をどのように確保するか、また、非常用電

	力も限りがあるためどのように優先順位を付けるかという運用のあり方と共に検討する必要があると考えています。
No.87 に対する回答	具体的な学校避難所計画は、個別事案として策定をしていきます。災害の規模にもよりますが避難所の大きな課題として、障がい者、妊産婦、乳幼児（授乳を含む）、感染症対策等安心して避難できることと、子どもたちの学習環境を確保することは相反しているようで、密接に関連しておりますので、十分配慮した計画を策定します。19 ページから 21 ページまでの内容は、施設計画の大枠の方向性を目標として記載しています。具体的な内容は 40 ページにまとめて記載しております。
No.88 に対する回答	現在、町立体育館は遺体安置所として、町の地域防災計画に位置付けられています。今後基本設計・実施設計を策定していく過程で防災担当課と協議し、公共施設の再編と併せて総合的に地域防災計画の改訂を行いたいと考えています。指定避難所は災害対策基本法に位置付けられる避難所であり、市町村が指定するものです。新しい学校施設を指定避難所とするかは自治体の判断によりますが、教育委員会事務局が判断することは現時点ではできません。ただし、町立体育館を学校の体育館に変更するに際して、老朽化対策と機能向上を図る改修を行います。避難所としても利用しやすいように整備する方針です。
No.89 に対する回答	まなづる図書館のあり方については、これからさらに検討協議をしていきます。今後、どのような形となるにしても、まなづる図書館と学校の連携活動については引き続き取り組んでいきます。
No.90 に対する回答	放課後児童クラブ等の日中はあまり使われない場所を充てることを想定しています。「放課後児童クラブや余裕教室等は幼稚園・保育所に通う園児が、学校を訪れた際に、1 日活動できる場所としても利用できるようにします。」に修正します。
No.91 に対する回答	「No.4 4 に対する回答」のとおりです。
No.92 に対する回答	学校図書館とまなづる図書館を統合することについては、議会でも教育長が「現在のまなづる図書館のアクセス性や蔵書冊数、広さ等を考えた場合、難しい」と答弁しています。ただし、新校の学校図書館に町立図書館としての機能を付加し、線路北側の地域の図書サービスを充実することは必要であると考えています。公共図書館と同様に児童書スペースと一般書スペースを分けて計画する等、利用者の属性に応じた平面計画を行います。その際、防犯・防災に関連したセキュリティ等の対策は万全を期します。

No.93 に対する回答	(お林等)を削除し、「・本小松石(石材業)、網(漁業)、県産木材等)、～」に修正します。
No.94 に対する回答	基本設計において、校舎等の配置の検討と併せて周辺道路環境の安全対策や渋滞緩和措置等についても検討します。
No.95 に対する回答	地球環境に配慮した施設整備を行う際に、太陽光発電システムを導入する場合は美の基準に則り景観を阻害しないように設置します。

(6) 小中一貫教育校の配置・施設整備計画について(23P～47P)

No.	ご意見(原文)
96	23 ページ、テニスコートは、駐車場として利用してはどうでしょうか？
97	24 ページ、跨線橋を経由した登下校動線、こちらの跨線橋は昭和 44 年につくられたもので、階段をのぼるとあちこちにひび割れや、階段が斜めになっている、階段の間に隙間があるなど、安全性に不安を感じます。【登下校】に使うのであれば、こちらの修繕を依頼していただけないでしょうか。
98	28 ページ、近隣住民から、北側一部道路が、警報級雨が降ると道路一面が川状態で歩行できない状態です。道路拡張予定での車の交通量が増えることもあり、対策が必要と考えます。
99	中学校跡地の土砂災害警戒地域がどのようなになるのか、安全面が不安。建築材料に本小松石とあるが、雨に濡れる通路に設置しないで欲しい。荒井城址公園の石部分、雨の日非常に滑りとても危険だから。
100	29 ページ、町民体育館から北側道路について、水はけがとても悪く大雨だと排水から溢れて川状態になります。道幅広くなるようだが、排水環境の見直しをしないと雨の時に通行できなくなることをお伝えします。状況動画撮っております。
101	32 ページ、「・学校図書館(メディアコモンズ※)、特別教室、地域連携スペース、多目的ホール、体育館、放課後児童クラブ等で構成します。」は、「・学校図書館(メディアコモンズ※)、特別教室、コミュニティスペース、多目的ホール、体育館、放課後児童クラブ室等で構成します。」の方が理解しやすいのでは。
102	「・学校図書館を学校の中心に位置付け、ものづくり、～読書や自学の場であると共に創作活動や表現の場とします。」は「・学校図書館を学校の中心に位置づけ、ものづくり、～読書や自学の場であると共に、創作活動や表現の場とします。」ではないか。

103	「～理数系と創作系を関係付けて配置することで～」は「～理数系と創作系を関係づけて配置することで～」ではないか。
104	「体育館と多目的ホール、ランチルーム、放課後児童クラブを主たる避難所と位置付け～」は「体育館と多目的ホール、ランチルーム、放課後児童クラブ室を主たる避難所と位置付け～」ではないか。
105	コミュニティ・スクールゾーン、「・特別教室は教科横断的な実習が行えるように再構成します。」の記述で、新設計画に「再構成」の意味はどういう意味をさすのか。削除でいいのではないか？
106	コミュニティ・スクールゾーンについて、開かれた学校といっても、防犯対策を軽視しないようにセキュリティをしっかりとしてほしい。
107	33 ページ、ダイアグラム中、7 年生の HB/HR だけが 50 m ² と小さい。「5～6 年教室 90 m ² 」か「8・9 年教室 80 m ² +HB30 m ² 」と整合性をとるべきではないでしょうか。
108	「教科センター方式を採用・・・」、書写指導の在り方について、硬筆書写指導は普通教室でも可能だが、毛筆書写は広めの机、水場の確保が理想である。原案だと各教室、または国語科室での指導か。また従来の机の大きさなのか。生涯学習室（書道の利用可）があれば、それほど多くはない毛筆書写の指導にも、地域住民にも利用できるのではないか。毛筆書道という専門性のある指導に地域の人の力を活用することもできる。
109	34 ページ、「4-3-2 の学年段階の区切りを踏まえ、成長段階と担任制度の変化に応じた～」は「4-3-2 制の学年段階の区切りを踏まえ、成長段階と学級担任制の変化に応じた～」ではないか。
110	「～3 の段階(第5 学年～第7 学年)は～」の()は他との整合性を考え、全角ではないか。
111	「また、定期テスト時に～」の「また、」は削除ではないか。
112	「～一般書も排架できる広さ」は「～一般書も配架できる広さ」ではないか。
113	「児童会・生徒会室を設け、図書館と関連付けて～」は「児童会・生徒会室を設け、図書館と関連づけて～」ではないか。
114	教科専用室の必要性について、国語、数学、社会、英語で専用室を設ける計画ですが、分けるほどの専用室が必要かをご説明いただければと考えます。
115	ロッカー等専用部屋に分けるとのことですが、ある時間に人が集中することと、分けるほどの専用室が必要かをご説明いただければと考えます。

116	スペース面積について。	施設	面積	蔵書冊数
		まなづる図書館	445 m ²	約 55,000 冊
		まなづる小学校	?	約 8,000 冊
		真鶴中学校	?	約 8,000 冊
		新学校図書館	300 m ²	約 30,000 冊
	学校図書館施設の基本原則、(1)学習・読書・視聴スペース、(2)ブラウジングスペース（リラックスできる）、(3)コンピュータ利用スペース、(4)配架スペース(図書資料を配架するスペース)、(5)受付スペース、(6)スタッフスペース、(7)保存・収納スペース、(8)検索スペース、(9)展示スペース、(10)その他(子供たちの活動、教職員の研究スペースなど)、学校図書館基準に基づく広さ、またはそれに近い広さは確保してほしい。(小中学校も規模別各スペースの最低面積の表はここでは省略)			
117	町立図書館を小中一貫校内へ移設するという話が出ていますが、学校図書館と町立図書館は別途設置されるのでしょうか？仮に学校図書館と町立図書館を一体化した場合は、以下2点の留意点または問題が発生すると思われます。1. 学校図書館と公共図書館では設置法が違うため、それぞれ異なる資格を持った職員を要します。・学校図書館：司書教諭または学校司書、・公共図書館：司書、同一人物が両方の資格を保有していれば両方の業務を一人で遂行できますが、一方のみの場合は当該の業務しか責任を持って従事できず、2 館別個に担当が必要となります。			
118	地域住民の入館により授業の障害となる可能性があります。学校図書館の地域開放については「その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる」(学校図書館法 第4条第2項)とありますが、あくまで「放課後や週末」としてであり、「学校の授業中」における利用や一般公衆への「資料の貸出」は、文科省としては想定していないものと思われます。			
119	学年2クラスは今後無いという計画ですか？			
120	35 ページ、「○保健・心の相談・カウンセリング・ワンステップルーム」は「○保健・心の相談・カウンセリングルーム・ワンステップルーム」ではないか。			
121	36 ページ、「スクールコーディネーターやボランティアの活動拠点として位置付けます。」は「スクールコーディネーターやボランティアの活動拠点として位置づけます。」ではないか。			

122	「町民だれでもが～」は「町民誰もが～」ではないか。
123	「幼（保）小中の連携が図れるように、園児が活動できるスペースを設けます。」では、活動スペースだけ設けるのか。
124	「・プライバシーに配慮した授乳スペースを設けます。」の記載は、使用頻度を考えると、単独設置は合理性に欠けると思います。併用で利用できるではないでしょうか。
125	P T Aや地域利用団体の資料等を保管できるスペースを、活動スペースとは別に確保します。➡活動スペースは交流の場であり、レイアウトを工夫できるようにし、傍らにP T Aや地域利用団体の資料等を収納できるロッカーを設置する。（利用団体をどこまで広げるか、利用ルール等細則は後日決めればよいと思いますが・・・）
126	37 ページ、多目的ホール（小アリーナ）、「・柔道・剣道の試合場が2面入る広さを確保します。」とあるが、柔道の試合場の必要面積は $18.2\text{m} \times 25.4\text{m} = 462.28 \text{ m}^2$ 、剣道の試合場の必要面積は、 $35.5\text{m} \times 18.5\text{m} = 656.75 \text{ m}^2$ となり、計画面積 400 m^2 では不整合となると思います。
127	「～コミュニティ・スクールゾーンを位置付けます。」は「～コミュニティ・スクールゾーンを位置づけます。」ではないか。
128	「避難所」という言葉が出てきますが、真鶴町地域防災計画(他の自治体でも同じ)では正しくは「指定避難所」とすべきです。また、真鶴町地域防災計画上では、町内4カ所が指定されています（〔地震対策編〕第1部 第4章 第2節 避難施設の整備 82頁）が、真鶴町学校体育館が指定されているのであって、現町立体育館は指定がされていません。また、有難いことですが、「避難者のプライバシーや防犯に配慮し、避難者の属性に応じて使い分けができる複数の避難スペースを確保します」も厳密に言えば、場所を確定して防災計画の変更をしないと使用できません。註釈で町立体育館を指定避難所に変更予定。更に一部のスペースについて避難者に開放する等をしますか？（再掲）
129	屋外教育環境「・学校菜園や動物小屋を校舎から利用しやすい校庭や、屋上などのスペースを活用して設けます。その周辺に菜園用の倉庫を設けます。」とあるが、限られた敷地の中で現実的なのか。
130	施設の警備機能（に提案）、町民のコミュニティの場として、いろいろな人物の出入りが想定されるため、建物のセキュリティ計画を検討する。無人でセキュリティシステムを運用する。例として、顔認証の登録により、立ち入りが許可されたり制限されたりできるようにする。また出入りする人を全員撮影して不審者が簡単に入れないようにデジタル技術にて防犯・セキュリティ対策をおこなうようにしていただきたい。
131	更衣室に関して、現状、部活動の着替えを外でしている部があり、荷物も外に置いたまま活動しているのが気になります。新しい

	学校では外から目の届かない場所が良いと思います。		
132	動物小屋やビオトープは住宅側は遠慮して欲しい。鳴き声、虫、匂い等が不安なため。		
133	38 ページ、教室まわりの 5-7 年生教室及び HB に関する記載データは、5-7 年教室（3）と 5-7 年 HB（3）となるのではないか。		
134	1～6 年教室の単位面積 90 m ² に対し、7～9 年生が使用する教室が 80 m ² は、対格差を考えると妥当なのでしょうか。また、コロナ渦の経験で隣との間隔等が必要な場合もあることを考慮した場合、全学年含め充実した広さの教室として妥当なのでしょうか。他の部屋面積の妥当性まで確認していませんが、いろいろ考慮した結果かどうかを再度確認願います。現状比較での直接使用している方の意見を取り入れているのかも、併せて確認願います。		
135	教科専用室の必要性について、国語、数学、社会、英語で専用室を設ける計画ですが、分けるほどの専用室が必要かをご説明いただければと考えます。		
136	ロッカー等専用部屋に分けるとのことですが、ある時間に人が集中することと、分けるほどの専用室が必要かをご説明いただければと考えます。		
137	スペース面積について		
	施設	面積	蔵書冊数
	まなづる図書館	445 m ²	約 55,000 冊
	まなづる小学校	？	約 8,000 冊
	真鶴中学校	？	約 8,000 冊
	新学校図書館	300 m ²	約 30,000 冊
学校図書館施設の基本原則、(1)学習・読書・視聴スペース、(2)ブラウジングスペース（リラックスできる）、(3)コンピュータ利用スペース、(4)配架スペース（図書資料を配架するスペース）、(5)受付スペース、(6)スタッフスペース、(7)保存・収納スペース、(8)検索スペース、(9)展示スペース、(10)その他（子供たちの活動、教職員の研究スペースなど）、学校図書館基準に基づく広さ、またはそれに近い広さは確保してほしい。（小中学校も規模別各スペースの最低面積の表はここでは省略）（再掲）			
138	7 学年の教室が狭いことが気になります。文面ではなぜ 7 学年が狭いのか理解できませんでした。		
139	人数が減ってるとはいえ、1 学年 1 教室の設備で将来的に不足することはないのか。児童、生徒数を増やす取り組みも合わせて検討してほしい。		

140	図書館や資料館については、学校教育の中で扱われる内容と地域、一般で必要とされる内容との違いがあると思いますので、共創・交流という観点で、小学校・中学校の施設のもので代替することのないよう希望します。防犯の意味でも細心の配慮を必要と思います。
141	40 ページ、学校と避難所のゾーンを基本的に分けるだけでなく、いざという時、シャッターを閉めるなど明確にしておく必要があるのでは？それは、放課後夜間休日の学校開放時にも必要なシャッターだと思います。
142	「避難所」という言葉が出てきますが、真鶴町地域防災計画(他の自治体でも同じ)では正しくは「指定避難所」とすべきです。また、真鶴町地域防災計画上では、町内4カ所が指定されています(〔地震対策編〕第1部 第4章 第2節 避難施設の整備 82頁)が、真鶴町学校体育館が指定されているのであって、現町立体育館は指定がされていません。また、有難いことですが、「避難者のプライバシーや防犯に配慮し、避難者の属性に応じて使い分けができる複数の避難スペースを確保します」も厳密に言えば、場所を確定して防災計画の変更をしないと使用できません。註釈で町立体育館を指定避難所に変更予定。更に一部のスペースについて避難者に開放する等をしますか？(再掲)
143	(5)避難所となる学校施設、「・校庭を自衛隊等の支援団体の活動スペースと位置付け、防災対応離着陸スペース(ヘリポート)を確保します。」の「防災対応離着陸スペース」に、注釈をつけた方がよいのではないのでしょうか。
144	41 ページ、木の学校づくり、「・神奈川県在地場木材を活用し、校舎の木造化や内装木質化を図ります。安価な一般流通材を～」で、県産材は、高いときているが、安価な一般流通材との文言と整合性ははかれるのか？
145	42 ページ、5配置計画、(1)配置計画の課題、「～、サッカーコートを置ける校庭の広さ～」の記述で、サッカーコートを置くという表現に違和感を感じるのですが。
146	校庭、「・サッカーコートを整備できる広さを確保します。」の記載で、「整備できる広さ」とは。また、「緊急時にヘリコプターが離着陸できるようにします。」の記載で、緊急時と災害時では条件が異なるのではないのでしょうか。
147	現状、中学サッカーの公式フルコートが確保できないと聞きました。公式戦でも使用できるコートの確保をお願いします。他校との交流や他校の合宿等で使用してもらいことで、他校に真鶴を知ってもらう機会にもなる考えです。真鶴体育館等は、県外から合宿等で使用されています。グラウンドも活用して、口コミ広告として真鶴アピールにもなるのではないのでしょうか。
148	200mトラック、100m直線路、サッカーコート60m×90mについて、p.44.45の配置計画案をみるとどちらにしても入りきっておらず、無理をしているように見えます。確保を必須とはせず、検討課題とし、設計段階で調整してほしいと思います。校舎スパー

	ス、アプローチスペース、植栽や遊具のスペース、車路ロータリーなど、他に優先すべきことがあれば柔軟に考えることができるよう、配慮してほしいです。
149	屋外教育環境、「・既存の樹木を生かし、観察活動ができるようにします。」は、老木もあり、樹木選定して残すものと伐採するものを選別する必要があると思われます。
150	動物小屋やビオトープは住宅側は遠慮して欲しい。鳴き声、虫、匂い等が不安なため。(再掲)
151	43 ページ、B 案新校舎を東側に配置する案、「また、既存校舎が校庭より～」の「また、」は削除では。
152	新校舎配置案について、バリアフリーと防犯対策の観点から、B 案を良しとします。
153	通学に伴う送迎バス（専用バスのみならず、既存のコミュニティバスの活用なども想定）を要望します。また校庭にロータリーのスペースが確保できない場合には、真鶴駅前ロータリーを活用して誘導するなどの対応もご検討いただけますと幸いです。
154	バスロータリーの設置について。スクールバスは既存のものや行路を利用してでも存続してほしいです。ちょうど新校舎ができるタイミングで子どもが新一年生に上がります。歩道もない大道を歩かせることに不安があります。石材を運ぶダンプカーやバス、観光客の車などが行き交う道路を交通ルールへの理解が未熟な子どもを通学で歩かせることや、6 歳の子どもが駅裏の校舎まで歩いて通学することは住む場所によってはかなり時間がかかると思うので、スクールバスなしの学校は考えられないです。また、校舎近くにバスの乗降場所が作らないようなら、真鶴駅のロータリーの活用も視野に入れても良いのではないかと思います。
155	新しい校舎ができる年が娘が小学校 2 年生になる年で、まだ歩ける距離が心配です。自宅が岩海岸の近くでずっと上り坂なのでスクールバスがないと、通えそうにない気がしています。バスがないとしたら、送って行けるように学校入り口に乗り降りできる安全な場所確保希望します。
156	現中学校正門付近の現状として、通勤通学の送り迎えの自動車が乗降駐車して溜まることがあります。ここも含めた整備計画を行う必要があると考えます。
157	44 ページ、近隣住民から、現状より校舎が近隣に少し近くなることと、小学生が加わるため、騒音対策をお願いします。(学校近隣で騒音への許容は大きいを超えることがあるため)
158	46 ページ、(2)設計者の選定、「来年度早々に設計者選定に移行しますが、基本構想・基本計画報告書を～」は「来年度早々に設計者選定に移行しますが、基本構想・基本計画を～」ではないか。
159	一部テレビの電波状況が悪く我慢してきましたが、3 階建ての場所によっては、共同アンテナ等の対策をお願いします。

160	仮校舎への引越しは新年度 4 月からの方がいいのではないかな。新校舎で一貫校が始まるのは 2030 年度だが、設備面以外の教育面では仮校舎になった頃から徐々に制度を進めていってもいいのではないかな。	
161	47 ページ、コミュニティ・スクールゾーン について、従来の学校にはない施設➡「新しい学校の実現に欠かせない空間？（施設）」とポジティブに記載しませんか？	
162	(2)共創空間（複合施設）化の推進で、地域コミュニティの場とは、誰でも入場できる場と認識しました。子供を預ける場として、安心安全防犯的に問題があり、建物構造含めた対策を強化してもらいたいです。案としては、現計画では入口を別としていますが、入場者記帳、建物内も限られた通路でしか学校エリアへ行き来できない様にする。（防犯カメラ等は必須。警備員を配置）過去、小学校襲撃事件で学校への入場に規制が掛かった時もありましたが、風化したのでしょうか。	
163	P16 に関連しますが、施設のハード面の計画が先行していて、「具体的にこんなことをやりたいからこういう施設にしたい」という順番になっていないことが気になりました。本計画書は隙がなく綿密でトレンドも多く取り入れ、多方面の町民に配慮した内容となっていますが、これを読んだだけでは小中学生（子どもたち）が充実した学びをこの施設でできている姿があまり想像できませんでした。ハードの企画を先行しないで、ソフトの企画をもっと具体的に先に出してから考えていただきたいです。ソフト側の方が一町民には伝わりやすいですし、新しい施設がイメージしやすい。余計なお金もかけずに済むかと思います。ここまで多岐に渡った機能を持つ大きな施設は、運営面での心配も多くあります。清掃はどうするのか？管理は何名規模で誰がするのか？運営ルールの決め方は？そして、高価なものを含む備品の耐用年数や、修理／買い替えの予算は大丈夫なのか？ただでさえ予算が少ない過疎地域なので、ランニングコストについても不安があります。ハード（ハコ）を作って満足、維持管理が続かない、とならないよう、本当に必要なのは何なのか？を精査して最終決定していただきたいです。あくまでも、主役は小中学生です。彼らの未来のための施設だと思います。	
164	57 ページ、小学校跡地について、交流施設や幼稚園、公園などの提案があるが、一貫校のコミュニティ施設と用途が重なる部分があるのではないかな。一貫校の施設内容を決定する前に小学校跡地の詳細も合わせて決めた方がいいのではないかな。	
No.96 に対する回答		テニスコート用地の利活用についても、基本設計の中で検討していきます。
No.97 に対する回答		「No.21 に対する回答」のとおりです。必要に応じて、修繕の依頼を行います。
No.98 に対する回答		次年度から始まる基本設計とあわせて、当該地域の排水機能や校地内の雨水流出抑制対策について、関係法令に則り検討を進めていきます。

No.99 に対する回答	基本設計では安全面に配慮した施設配置等を協議の上決定します。建材に地場産材を使うことは、ふるさと教育や景観づくりにおいて有用であると認識していますが、防滑性や耐久性等の利便性を考慮して適材適所で利用をします。
No.100 に対する回答	「No.98 に対する回答」のとおりです。
No.101 に対する回答	「・学校図書館（メディアコモンズ※）、特別教室、コミュニティスペースを含む地域連携スペース、多目的ホール、体育館、放課後児童クラブ室等で構成します。」に修正します。
No.102 に対する回答	「・学校図書館を学校の中心に位置付け、ものづくり、～読書や自学の場であると共に、創作活動や表現の場とします。」に修正します。
No.103 に対する回答	「～理数系と創作系を関係づけて配置することで～」に修正します。
No.104 に対する回答	「体育館と多目的ホール、ランチルーム、放課後児童クラブ室等のスペースを主たる避難所と位置付け～」に修正します。
No.105 に対する回答	「・特別教室は教科横断的な実習が行えるように構成します。」に修正します。
No.106 に対する回答	防犯対策は施設整備と運営対策の両面の課題としてしっかり進めます。
No.107 に対する回答	7年生から本格的に教科の授業はすべて専用の教科教室で行う教科センター方式としますが、学年段階の区切りとして、5・6年教室との整合性を図りたいと考えています。8・9年生の教室はクラスのホームルームも行いますが、教科教室でもあるため、7年生もここで授業を行います。すべての教科に専用の教室（教科教室・特別教室）を設けることで、教科の魅力を生かして学べる充実した環境づくりが可能となります。一方で8・9年生のホームベース（HB）という専用の生活スペースは、自分たちの居場所と思える場所として環境を整備し、学校生活の中で、授業の合間の気分転換の場となる可能性を秘めています。今までとおりの学校整備ではなく、学校空間を学びと生活の両面から捉え直す試みですが、ご意見を参考に、設計段階で引き続き考え方を深めていきます。
No.108 に対する回答	基本設計を行う中で、各教室の仕様を決めていきます。その際に、書写を行う室や場所を想定し、流しなど必要となる設備を織り込んでいきます。机・テーブルの広さも同様です。
No.109 に対する回答	「4-3-2 制の学年段階の区切りを踏まえ、成長段階と学級担任制の変化に応じた～」に修正します。

No.110 に対する回答	()を全角に修正します。															
No.111 に対する回答	「また、」は削除します。															
No.112 に対する回答	図書館学において図書の分類法等に基づき書架に本を整理することを「排架」と言います。															
No.113 に対する回答	「児童会・生徒会室を設け、図書館と関連付けて～」に修正します。															
No.114 に対する回答	全教科で教科専用室を設けるかは、今後の議論によりますが、教科に関連した学習材や学習の軌跡を示す学習成果物などを用意し、それらを生かして教科の魅力を伝える教育活動を行うことは子どもたちの学びに有益であると考えます。															
No.115 に対する回答	ロッカーの配置は集中を避ける等の工夫が必要です。また、先進校におけるホームベースは単なるロッカー室ではなく、生徒たちの生活拠点、クラスづくりの場となり、ソファ等が置かれたり、季節に応じた環境づくりが行われたり、教室とは違う性格の場として学校生活にゆとりと潤いを与え、授業の合間の気分転換の場となり有効利用されています。															
No.116 に対する回答	既存のスペースは次のとおり。基本原則は（公益社団法人）全国学校図書館協議会のものと思いますが、その理念を踏まえつつ、デジタル化の進展など今日的な課題を踏まえて具体的に施設環境の設計に取り組んでいきます。 <table><tr><th>施設</th><th>面積</th><th>蔵書冊数</th></tr><tr><td>まなづる図書館</td><td>445.0 m²</td><td>約 55,000 冊</td></tr><tr><td>まなづる小学校</td><td>160.0 m²</td><td>9,172 冊</td></tr><tr><td>真鶴中学校</td><td>127.5 m²</td><td>9,095 冊</td></tr><tr><td>新学校図書館</td><td>300.0 m²</td><td>約 30,000 冊</td></tr></table>	施設	面積	蔵書冊数	まなづる図書館	445.0 m ²	約 55,000 冊	まなづる小学校	160.0 m ²	9,172 冊	真鶴中学校	127.5 m ²	9,095 冊	新学校図書館	300.0 m ²	約 30,000 冊
施設	面積	蔵書冊数														
まなづる図書館	445.0 m ²	約 55,000 冊														
まなづる小学校	160.0 m ²	9,172 冊														
真鶴中学校	127.5 m ²	9,095 冊														
新学校図書館	300.0 m ²	約 30,000 冊														
No.117 に対する回答	「No.9 2 に対する回答」のとおりです。ご指摘の有資格者の配置について、町立図書館機能を併設する場合は、司書の配置を行うことが望ましいと考えています。															
No.118 に対する回答	町立図書館機能を併設した場合、授業に支障のないよう十分な配慮をした施設を設計していきます。地域と共に創り上げる学校として、子どもも大人も学ぶことができる学校づくりをめざしていますことをご理解くださ															

	い。
No.119 に対する回答	今後の児童生徒数の推移を踏まえると、単学級規模を想定した計画となります。多様な教育活動が行えるように、教室は従来の1.5倍程度の広さを確保します。また、余裕教室を設けることで多少の人数増にも応えられる造りとするを考えています。
No.120 に対する回答	「○保健・心の相談・カウンセリングルーム・ワンステッフルーム」に修正します。
No.121 に対する回答	「スクールコーディネーターやボランティアの活動拠点として位置づけます。」に修正します。
No.122 に対する回答	「町民誰もが～」に修正します。
No.123 に対する回答	「幼（保）小中の連携が図れるように、園児が活動できるスペース（教室）を設け、教具等を用意します。」に修正します。
No.124 に対する回答	「・プライバシーに配慮した授乳スペースを設けます。休憩スペースと兼ねるなど合理性を配慮した上で整備します。」に修正します。
No.125 に対する回答	その上の行に、「PTA等の学校支援組織の活動スペースを設けます。活動スペースはレイアウトを適宜変更しやすい自由度の高い空間とします。」と追加します。なお、これらの場所は地域や保護者の専用スペースではなく、児童生徒も利用する場所となることを想定しています。
No.126 に対する回答	「・柔道・剣道の練習ができる広さを確保します。」に修正します。
No.127 に対する回答	「～コミュニティ・スクールゾーンを位置付けます。」に修正します。
No.128 に対する回答	「No.88 に対する回答」のとおりです。
No.129 に対する回答	「・学校花壇や動物小屋を校舎から利用しやすい校庭や、屋上等のスペースを活用して設けます。その周辺に花壇手入れ・飼育用の倉庫を設けます。」に修正します。
No.130 に対する回答	施設の配置計画を含めた施設整備の詳細は、次年度から始まる基本設計の中で、協議を重ねてまいります。児童生徒にとっての安全・安心は、絶対的に条件であることは認識しております。基本設計を策定する上で、利用実態からイニシャルコスト、ランニングコストを含めて総合的に検討し、最適なセキュリティ対策を講じてまいります。
No.131 に対する回答	子どもだからこの程度で十分と判断せず、児童生徒のプライバシーを大切にして更衣スペースを設計します。

No.132 に対する回答	近隣住宅地との位置関係を踏まえて配置等について決めていきます。
No.133 に対する回答	33 ページの模式図並びに 34 ページの教室まわりの説明において、「3 の段階（第 5 学年～第 7 学年）は教科センター方式への移行段階と捉えたホームルームを重視する」と提案しています。5・6 年の教室面積は 90 m ² 程度確保していますが、そのロッカースペースの性格を教室に隣接するホームベースに近い構成としてはどうかということをご提案いたします。その説明が不十分であったため加筆します。5 年生から教科担任制となった場合も、すべての授業を教科教室に移動して行うことは難しい場合もあるため、5 年生の教室で教科の授業を行えるようにしておく必要があると考えました。また 5・6 年生の教室を教科教室に割り当てて利用できるようにしておくということでもあります。いわゆる中学校段階となる 7 年生については、8・9 年生と同様の構成（ホームベースを教科教室に隣接させ、教科教室をホームルームとしても利用できるようにした構成）とし、教科等の授業はすべて教科教室で行うという成長段階を考慮した性格分けを提案いたします。なお、設計段階で引き続き検討を深め、真鶴の教室環境づくりを進めていく必要があると考えています。
No.134 に対する回答	前提として、既存のまなづる小学校、真鶴中学校の教室はロッカー部分を含めて、64 m ² です。7・8・9 年生は教科教室の他にホームベースがあります。教科教室とホームベースを足すと 110 m ² となり、それ以下の教室より広い面積を割り当てています。
No.135 に対する回答	「No.114 に対する回答」のとおりです。
No.136 に対する回答	「No.115 に対する回答」のとおりです。
No.137 に対する回答	「No.116 に対する回答」のとおりです。
No.138 に対する回答	ご指摘のとおり、後期課程（中学校段階）を従来通りの運営方式（4 教科は普通教室で授業を行う方式）を採用するか、教科担任制を積極的に捉えて、教科センター方式を採用するかは今後の検討となります。基本計画の提案では、いずれの運営方式にも対応できるようにしています。「主体性と協働性を育む」「深く学ぶ」という今日的な教育課題に対し、9 年間の発達段階に応じて展開できるようにしていきます。
No.139 に対する回答	子どもの人数を増やす取り組みは非常に大事な課題と捉えています。本計画は学校の計画であるため、子どもを増やす具体的な施策を検討するまで至っていませんが、余裕教室を設けることで児童生徒数増については対応を考えています。

No.140 に対する回答	必要とされる内容や役割が異なるものを学校施設で代替することはありませんが、家庭科室等の特別教室や体育館等は公民館や社会体育施設とその内容や役割を重ねることは可能と考えています。また、図書館についても、町立図書館の児童やティーンズの蔵書と学校図書館の蔵書は重複することが多いと考えられるため、上手く相互利用を進めて当該図書の蔵書構成のバリエーションを増やすといった取り組みにつなげることが考えられます。防犯・案全対策については、「No.4 4 に対する回答」のとおりです。
No.141 に対する回答	コミュニティ・スクールゾーンは、放課後や休日の限定的な地域利用ではなく、平日の日中も含めて地域とシェアできるようにすることが考えられます。そのためには施設面と運用面でどのような配慮が必要か検討していきます。シャッターで物理的に仕切る場合、児童生徒がコミュニティ・スクールゾーンを利用する際に不便を強いられる可能性があります。児童生徒はコミュニティ・スクールゾーンに不便なく行けるようにし、地域利用者は学校ゾーンに入ることができないという仕組みを作ることが考えられます。例えば顔認証システム等のデジタル技術を活用することで、それを実現することも考えています。
No.142 に対する回答	「No.8 8 に対する回答」のとおりです。
No.143 に対する回答	「・校庭を自衛隊等の支援団体の活動スペースと位置づけ、防災対応離着陸スペース（ヘリポート）※を確保します。」 <u>「※災害時において緊急輸送時に使用する離着陸場」</u> に追記します。
No.144 に対する回答	県産木材でも使用する部材の寸法や加工方法によって価格が変わります。また、住宅などで利用しやすい寸法の材はある程度すでにストックされている可能性があります。そうした一般流通材を活用することがコストの低減につながります。設計段階では流通材の状況（価格や出荷量等）を把握し、設計に反映することで建設コストの調整と神奈川県森林保全を両立させることをまずはめざします。
No.145 に対する回答	「～、サッカーコート <u>を確保できる校庭の広さ</u> ～」に修正します。
No.146 に対する回答	「・サッカーコート <u>を確保できる校庭の広さ</u> とします。」、「 <u>災害等の緊急時にヘリコプターが離着陸できるようにします。</u> 」に修正します。
No.147 に対する回答	中学サッカーの公式試合ができる広さが確保できるか基本設計で検討します。ただし、校舎等の配置やアプローチ、遊び場や菜園等の屋外環境の整備を含め、総合的に捉えて判断します。
No.148 に対する回答	校舎の配置等施設整備計画は、グラウンドを含めて基本設計で検討します。子どもたちの学習環境の確保を最

	優先としますが、「No.1 4 7に対する回答のとおり」総合的に捉えて柔軟に判断します。
No.149 に対する回答	既存の樹木については、今後、状況に応じて伐採もやむを得ない場合もあります。そのため「残す」という言葉ではなく「生かす」という言葉を使っています。
No.150 に対する回答	「No.1 3 2に対する回答」のとおりです。
No.151 に対する回答	「また、」は削除します。
No.152 に対する回答	ご意見として承ります。
No.153 に対する回答	児童生徒の通学路やスクールバスについては、児童生徒の安全確保を前提として、今後、様々な観点から議論を重ねてまいります。
No.154 に対する回答	「No.1 5 3に対する回答」のとおりです。
No.155 に対する回答	「No.1 5 3に対する回答」のとおりです。
No.156 に対する回答	特段の事由を除き、自家用車による送迎を可とすることは、自家用車で送迎できない家庭への差別化につながることや校地内での安全配慮への懸念も想定されることから、本事項は慎重に扱います。
No.157 に対する回答	ご意見として承ります。
No.158 に対する回答	「来年度早々に設計者選定に移行しますが、基本構想・基本計画書を～」に修正します。
No.159 に対する回答	設計にあたっては、電波障害等の各種調査を実施の上、進めていきますことをご理解ください。
No.160 に対する回答	引越しの時期については、物品の移動や新年度への準備の関係で、春休みの短期間では困難との結論から夏休みに決定しました。ご指摘のように、新校開校までの期間を有効に活用し、出来ることから始め、試行錯誤を繰り返し、子どもたちや地域にとって魅力的な教育カリキュラムを創り上げていく予定です。
No.161 に対する回答	「～多く含まれています。それらの施設は新しい真鶴の学校において欠かせない場所になるでしょう。そのためにも、それらの施設の活用方法について、～」以上のように文章を加筆します。
No.162 に対する回答	「No.4 4に対する回答」のとおりです。
No.163 に対する回答	本基本構想・基本計画は、新校舎建設に係るものであることをまずはご理解願います。ご指摘のとおり、どんなに立派な施設を造っても、より良い実践がなくてははいけません。充実した学びの実現は、実際に先生方をはじめとした大人たちが、子どもにどのように向き合うのかだと考えます。そのために、学校、行政、地域等それぞれ

	れの立場で、子どもたちにどのような支援ができるか考え、実践していくことが重要だと考えています。ただし、その方向がそれぞれバラバラでは混乱するため、基本的なあり方、方向性を議論してきました。また、新しい教育像を実現するためには従来通りの校舎・器では駄目ではないかということも議論を重ねてきました。施設のあり方を考えることは、結局教育のあり方を考えるということにつながります。基本設計段階でも、施設の提案に対して教育のあり方をどのように受け止めていくか、その試行錯誤が続きます。柔軟な教育課程の編成が可能な、県西地区では初めての義務教育学校となります。開校までの期間の中で、ソフト面については磨き上げます。なお、建設費用については、イニシャルコスト、ランニングコスト、環境への配慮等を含めて、相対的に費用対効果を検証し進めていきます。
No.164 に対する回答	小学校跡地の活用については、町長部局で対応することが決定したことから、教育委員会、学校建設準備委員会が連名で提言書を提出いたしました。あくまでも提言書の法的拘束力はありませんが、議論を重ねてきた皆さんの思いをまとめ、提出させていただきました。新しい学校におけるコミュニティ施設は、特別に設置するというより、併用あるいは町民も利用できることを想定し、あくまでも子どもたちの教育、成長に密接に関連すべき施設であると認識しています。

(7) その他

No.	ご意見（原文）
165	給食調理施設について、電子レンジ調理はしないでほしいです。
166	町唯一の学校だからこそ実現できる特色ある教育活動に取り組んでいきます。そのためには、町民の皆さんの協力が必要です。ユニークな学校づくりが継続的に行われるために是非ご支援ください。普通の学校をユニークな学校にするためには町民の力が必要です。
167	義務教育学校は、真鶴町の教育への挑戦でもあります。既存の学校の形にとらわれず独自の色が出せるよう、町民のみなさんや教職員と熟議を重ねながら努力いたします。
168	生徒数の少なさが問題なのでそれを払拭できる程の魅力的な授業やイベントを工夫する。

169	子育てに良い自然環境の上便利でもあることをアピールする為にも、幼稚園も組み込み、早朝から子供を預けて電車に乗り、職場に向かい、夜も遅く迄預けられるシステムにして高収入で高納税者が休日に海や山のある地元で子供と過ごすことができる状態にして、家族の生活に適した町だと選んでもらいたい。
170	災害時の子供の引き取りは実際その時になれば大変な作業になるはずだ。万が一幼、小、中に子供がいる人にとっては一大事である。もし幼、小、中が一ヶ所にあればとまどうことがない。現実、東南海地震が70～80%の確率で起きると言われている今、引き取りは重要案件である。
171	真鶴町をひとつの家族として住むという事が言われているが、正に幼稚園から中学校までが同じ場所に集い、お互い顔見知りになりながら仲良く暮らす事がそれを可能にする。中学生は十年もすれば親になる年。核家族の多い中、年齢の離れた子供に会う機会はなかなかないが幼稚園も一緒にすることで体験できる。
172	ひなづる幼稚園も町立なので、小中一貫校に入れて欲しいです。理由として、園舎の老朽化や災害時に幼小中の子どもが同じ場所にいてくれると、親として安心でき、多世代の子どもたちが家族のように生活できるということです。
173	子供の人数が少なく、幼稚園も町立であり建物も古くなる。いずれ建替える時期が来る。災害時に子供をむかえに行くのに、2、3ヶ所回ることにはできないと思います。1ヶ所すめば早くいかれるので幼、小、中一緒にした方が良いでしょう。
174	小中一貫校建設を推進するに当たり、何故そこに幼稚園は入らないのですか？こども園という形態をとれば働く保護者にとっても、利便性があり、良いのではないのでしょうか？駅近で通勤にも良く、移住者も増えるのではないかな？人情のある町で近隣付き合いも密で、家族ぐるみの町づくりが出来ると思います。災害時も一貫校であれば、一ヶ所に集合で、保護者も安心して迎えに行けると思います。
175	町立のひなづる幼稚園もあと10年で立直し、出生数、子供数が減っている中、新たに幼稚園の立直しは可能なのか必要なのかと不安もありますが是非町立の未就学児～小学校3～4年生兄弟で同じ場所にいてもらえると色んな意味で効率もよく災害の時も安心です。
176	今、学童は定員数が少なく引越しをされたことを読みました。幼稚園でも学童は可能と伺いました。連けいして定員数をふやして幼稚園のお預かり保育と共に運営してもらいたいです。
177	是非、町立ひなづる幼稚園（こども園）を小中一貫教育校内にもりこんでください。
178	小中一貫教育校にひなづる幼稚園も加えてほしいです。先生方は優しく子供たちをいつも尊重してくれるとても良い園です。建

	物の老朽化も気になります。この機会に移設し、こども園になってほしいです。注目される自治体、子供の多い市町村はこども園になっているところが多いです。																								
179	色々な方に見ていただきたく、宣伝をしたのですが、皆、細かくて長くて読めないと・・・折角の資料を読んでももらえないのは残念なので、もう少し簡素な形にまとめるのも良いのかなと思いました。																								
180	図書館のスペースについて 参考まで図書館についての資料を以下に添えます。現在においても町立図書館は規模、購入費等において全国町村図書館の平均値を下回っています。住民のためより充実した施設となることを願います。全国町村立図書館平均値および真鶴図書館（2024年12月現在） <table> <tr> <td>全国町村図書館</td><td>まなづる図書館</td></tr> <tr> <td>延べ床面積 916.6 m²</td><td>500 m²＊＊概数</td></tr> <tr> <td>蔵書冊数 82,811</td><td>55,000＊</td></tr> <tr> <td>うち開架書架分 53,909</td><td>40,000＊</td></tr> <tr> <td>図書購入費 4,007 千円</td><td>800 千円</td></tr> <tr> <td>住民1人当たり図書購入費 267.1 円</td><td>123 円</td></tr> <tr> <td>職員数(人) 7.98 人</td><td>6 人</td></tr> <tr> <td>うち専任職員数 1.24 人</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>うち兼任職員数 1.02 人</td><td>0 人</td></tr> <tr> <td>うち非常勤職員数 3.19 人</td><td>0 人</td></tr> <tr> <td>うち臨時職員数 1.03 人</td><td>5 人</td></tr> <tr> <td>うち委託派遣職員数 1.50 人</td><td>0 人</td></tr> </table> （資料：日本図書館協会 HP「公共図書館集計（2022年）」より）	全国町村図書館	まなづる図書館	延べ床面積 916.6 m ²	500 m ² ＊＊概数	蔵書冊数 82,811	55,000＊	うち開架書架分 53,909	40,000＊	図書購入費 4,007 千円	800 千円	住民1人当たり図書購入費 267.1 円	123 円	職員数(人) 7.98 人	6 人	うち専任職員数 1.24 人	1 人	うち兼任職員数 1.02 人	0 人	うち非常勤職員数 3.19 人	0 人	うち臨時職員数 1.03 人	5 人	うち委託派遣職員数 1.50 人	0 人
全国町村図書館	まなづる図書館																								
延べ床面積 916.6 m ²	500 m ² ＊＊概数																								
蔵書冊数 82,811	55,000＊																								
うち開架書架分 53,909	40,000＊																								
図書購入費 4,007 千円	800 千円																								
住民1人当たり図書購入費 267.1 円	123 円																								
職員数(人) 7.98 人	6 人																								
うち専任職員数 1.24 人	1 人																								
うち兼任職員数 1.02 人	0 人																								
うち非常勤職員数 3.19 人	0 人																								
うち臨時職員数 1.03 人	5 人																								
うち委託派遣職員数 1.50 人	0 人																								
181	ページ数・文字が多く、全てをくまなく読もうとすること自体が困難。ダイジェスト版も文字だらけでどこを読んでもよいかわかりませんでした。読みやすいこと、わかりやすく表示（デザイン）されていることも大切な要素なのかな、と感じました。																								
182	魅力的な言葉がたくさんちりばめられていましたが、結局真鶴町がどんな学校を作りたいのかが伝わってきませんでした。今の学																								

	校とのギャップが大きすぎて、実現可能なのか疑わしく思っていました。
183	核となるまなづるの子ども像が、「～できる子」「～をもった子」と大人の理想や夢を押しつける文言が並んだまま基本構想までいってしまったことがとても残念です。
184	「新しい校舎」ができたから、新しい学びがスタートするわけではないではないと思います。いまの小学生や中学生にも、『まなづる未来学』学ばせてほしいです。このままでは、いまの小学生や中学生たちが「新しい学校」に興味をもつことはないと感じます。
185	「学校の先生」以外の新しい考えや広い知見をもった方にもっと関わっていただきたいです。新しい教育とは、義務教育学校や学年の区切りをどうのこうのではなく、教育現場のあたりまえを疑う事からだと思います。
No.165 に対する回答	現在の自校給食においても、管理栄養士が献立を考え、電子レンジによる調理はしておりません。新設する学校でも同様です。
No.166 に対する回答	本計画では、これまで様々な議論を重ねてきた中で、出された意見をできるだけ網羅させていただきました。より具体的な、学校経営方針や真鶴独自の教育課程の編成等については、2026（令和8）年2学期より、中学生が小学校で共同生活を始める予定ですので、試行錯誤を重ね、学校、地域を含む関係機関と協議しながら開校の準備をしてまいります。
No.167 に対する回答	義務教育学校は、真鶴町の教育への挑戦でもあります。既存の学校の形にとらわれず独自の色が出せるよう、教職員と熟議を重ねながら努力いたします。
No.168 に対する回答	児童生徒数の少なさを課題とするか、逆に少なさをメリットとするのか、ご指摘のとおり魅力的な授業やイベントの工夫が大きな役割を果たすものと理解しております。そのために、柔軟な教育課程の編成が可能な義務教育学校を選択しております。
No.169 に対する回答	今回の新校舎建設に幼稚園を含めなかった理由は「No.14 に対する回答」のとおりです。しかしながら、真鶴の子どもたちの教育については、生まれてから中学校段階を卒業するまで一貫した教育方針のもと、実践していきます。
No.170 に対する回答	ご指摘のとおり災害時の引き取りが、一ヶ所になることは理想だと思います。しかしながら今回の新校舎建設を議論していく中で、小中学校の教育環境を確保するため、幼稚園の併設は行わないことを結論づけました。

	引き取りについては、保護者を含めて学校でしばらく過ごせるようにすることで二次的被災を防ぐという考え方もあります。新校開校までに地域防災計画の見直しと併せて検討をしていきます。																		
No.171 に対する回答	地域福祉計画の理念は、「家に住むのではなく、この町の住む」です。これは、この町に住むすべての方々と子どもたちを育てていこうとする理念と同様です。異学年の交流は相手を思いやる心の醸成に非常に有効的です。できるだけ、幼保の交流や幼保の新校舎の利用について、機会を設けたいと考えます。																		
No.172 からNo.175 に対する回答	「No.14 に対する回答」のとおりです。																		
No.176 に対する回答	「学童の定員数が少なく・・・」との記載については、利用定員数は施設基準から算定されるものです。仮に2教室分であれば60人の受入れが可能となりますが、保育士や支援員の雇用状況からの話ではないかと推察されます。現在、健康こども課で学童の運営の見直しに着手し改善に向けて検討しています。幼稚園では、在園する園児の預かりを実施しており、児童は対象としておりません。																		
No.177 に対する回答	「No.14 に対する回答」のとおりです。																		
No.178 に対する回答	移設に関しては、「No.14、No.17、No.19 に対する回答」のとおりです。認定こども園については、当町が公立幼稚園1園、私立保育所が2園のため、認定こども園を設置するためには、保育所との調整が必須となりますが、必要に応じて関係課が協議を重ねています。																		
No.179 に対する回答	ご指摘ありがとうございます。基本計画が策定されました後に、ダイジェスト版を作成し、次年度から予定している住民説明会等では活用を図り、できるだけ、分かりやすく説明を行っていきます。																		
No.180 に対する回答	ご意見として承ります。また、ご指摘の内容については、所管している係へお伝えします。 <table><tr><td>職員数(人)</td><td>7.98 人</td><td>8 人</td></tr><tr><td>うち専任職員数</td><td>1.24 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>うち兼任職員数</td><td>1.02 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td>うち非常勤職員数</td><td>3.19 人</td><td>0 人</td></tr><tr><td>うち臨時職員数</td><td>1.03 人</td><td>6 人</td></tr><tr><td>うち委託派遣職員数</td><td>1.50 人</td><td>0 人</td></tr></table>	職員数(人)	7.98 人	8 人	うち専任職員数	1.24 人	1 人	うち兼任職員数	1.02 人	1 人	うち非常勤職員数	3.19 人	0 人	うち臨時職員数	1.03 人	6 人	うち委託派遣職員数	1.50 人	0 人
職員数(人)	7.98 人	8 人																	
うち専任職員数	1.24 人	1 人																	
うち兼任職員数	1.02 人	1 人																	
うち非常勤職員数	3.19 人	0 人																	
うち臨時職員数	1.03 人	6 人																	
うち委託派遣職員数	1.50 人	0 人																	

	「(2024 年 4 月 1 日現在)」(うち、有資格者 2 名)
No.181 に対する回答	ご指摘ありがとうございます。これまで長年議論してきた方々の思いを載せています。ダイジェスト版については、再度検討いたします。
No.182 に対する回答	本基本構想・基本計画は、建設に係るものです。学校がどのように子どもたちのより良い教育につなげていくのかは、これからの議論となります。どんなにいい学校が建設されても、どういう教育を実践していくのかが必要ですので、その実現に向けて議論を積み重ねてまいります。
No.183 に対する回答	理想は理想としてもつべきではないでしょうか。教育は、目標をもち、目標に向かってはいきますが、その目標を押し付けるものではありません。個々で目標をもつことは大切なことですし、自分で決断することも社会に出たときに問われる力です。なお、ここで記載している子ども像は、町学校教育のあり方検討会で出された報告書を抜粋したもので、現まなづる小学校、真鶴中学校の基礎となっています。時代の変化に即した子ども像を、新しい学校の開校までに議論を重ねてまいります。
No.184 に対する回答	開校まで待つことはいたしません。2026(令和8)年度の2学期から共同生活が始まる予定ですので、できることを試行錯誤しながら実践できるように努力いたします。アイデア等あれば事務局までお知らせください。
No.185 に対する回答	ご指摘のとおり、既存の概念やこれまでの経験をどのようにビルドアップしていくのかであると考えます。教え方一つとっても従来の板書型だけではなく、子どもたちにとって有用な手法が求められるかも知れません。先進事例や有識者の研修などをつうじて知見を高めていきたいと考えています。